

三国両晋の墓制と鏡

近藤 喬 一

— 目 次 —

後漢代曹操の宗族墓
葬俗の変化と薄葬令の公布
曹魏の墓制と鏡
孫呉の墓制と鏡
呉の紀年の問題
西晋の墓制と鏡
東晋の墓制と鏡
まとめにかえて—鉄鏡の問題—

後漢代曹操の宗族墓¹

安徽省亳県の阜城南部に、古くから曹操一族の墓だといひ伝えられてきたところがある。『水経注』巻二十三陰溝水には、『譙県故城の南に曹嵩（曹操の父）の冢あり。冢の北に碑あり、碑北に廟堂あり、余の墓は尚存し柱礎すなわち在り。廟北には石闕双峙あり、高一丈六尺……。闕の北には圭碑ありて題にいう：‘漢の故中常侍、長樂太僕、特進費亭侯曹君（曹騰、曹操の祖父）の碑。延熹三年（160年）立つ。……’ 碑を夹んで東西にむかいあう兩石馬を列る、高さ八尺五寸、……。騰の兄の冢あり、冢の東に碑ありて題にいう：‘漢故潁川太守曹君（曹褒）の墓。延熹九年（166年）卒す。’ ただ碑を樹てた歳月は刻んでない。北にはその長男熾冢あり、冢の東に碑ありて題にいう：‘漢故長水校尉曹君（曹熾、曹操の従弟曹仁の父）の碑、大中大夫、司馬、長吏、侍中を歴て長水に遷る、年卅九にして卒す。熹平六年（177年）造る。’ 熾の弟胤の冢あり、冢の東に碑ありて題にいう：‘漢謁者曹君の碑。熹平六年（177年）建つ’』とある。

これら土地のいい伝えや文献に記された曹操宗族の墓地と思えるものは、南北長約5km、東西4kmの範囲に及んでいる。そのうち元宝坑1号墓、董園村1号墓、2号墓、馬園村2号墓、袁牌坊村2号墓の5基が調査され、後漢代曹氏宗族について重要な資料を提供した。

元宝坑1号墓 墓門は東むき、墓内長13.12、高さ3.72 m。墓門は石づくり、甬道、前室、北耳室、中室、東耳室、西耳室、後室はいづれも磚で作られている。破壊がひどかった。後室の牆壁上には一層塗喰のような白灰がぬられ壁画の痕跡があった。遺物のごくわずか、象牙尺は一寸が2.35 cmである。

注目すべきは字磚²が145個出土している。造墓の工人が磚が乾燥するのを待っている時に、細棒を用いて刻写したもの139個、朱書したもの6個で、小型と中型の長方形磚、楔形磚とあり字のあるのが墓内のきまった位置の磚ということはない。前室・中室・後室の壁面と券上面に集中している。字体は篆書、隸書、行草などである。めぼしいものをあげる。

「会稽曹君」「念会稽府君棄離帷屋」「会稽明府早棄春秋不竟世」「建寧三匡（170年）四月四回」「……曹騰字季興」「故潁川…曹褒…」「長水校尉曹熾字元盛」「故長水校尉沛国譙熾」「吳郡太守曹鼎字景節」「山陽太守曹勳遭疾不豫」「……人謂壁作樂、作壁正独苦、卻來卻壁、反是怒皇天、壁長契」「王复汝使瓊（我カ）作此大壁、徑冤瓊（我）人不知也。但搏汝属、倉〔蒼〕天乃死、当……」「…有倭人以時盟不」などである。最後のは「倭人」磚ということで一時さわがれたことがある。

会稽府曹君、名字は不詳だがこの墓の主人。亳県は秦漢の時の譙県、後漢時、沛国に属した。曹操を沛国譙の人というのはこれによる。祖父曹騰は字季興、桓帝の時に官は中常侍、長楽太僕、費亭侯に封じられた。曹騰以前に有力な官についたものはいないようである。漢の丞相曹参の後裔というがどこまで本当かわからない。

元宝坑1号墓の主人は、田昌五³氏によれば先にひいた『水経注』の記載にでてくる曹胤の可能性があるとのことである。胤は先に謁者、後出でては会稽太守に任じられた。死は任務の途中で、墓磚に「会稽曹君」「明府」とあるのは彼の尊称である。兄の曹熾は39歳で亡くなり碑は靈帝熹平六年（177年）に立てられた。彼の弟の墓碑も同年に立てられたとある。墓磚に建寧三匡四月四回とあるのは、170年のことである。古人は生前から墓を作る風習があった。曹熾兄弟が仮りに同年に死去したとすると胤は少し晩く、39歳よりは若い。「早棄春秋不竟世」とか「天年不幸喪」とかの磚銘は容易に理解できる。謁者の最高は比千石、太守は二千石である。曹胤は会稽太守だったことをでは何故碑に題さなかったのか。

謁者は光禄勳下の文官で謁者僕射1名は比千石である。漢では孝廉にして年五十、威容厳格にして能く賓する者を之にあてたとある。謁者は文を能くし辞に善く、風采とか儀表も大事な役職であった。若い曹胤が謁者であったことは当時の若者の中では名流に属していたといえる。謁者を記して声望の高いことを強調したと思える。謁者であればこそ「…有倭人以時盟（否カ）…」と墓磚に後漢の時代、倭人の使臣が来住したことを窺わせるものとの関係もスムーズに理解できるのではないかという。

董園村1号墓 墓門は東にむく、墓内長13、幅10.4、高さ3.9 mを測る。墓道、前室、中室、

後室と南北の側室からなる塼室墓である。盗掘されている。中室北よりに石棺台一対がある。各長 2.27、幅 0.69、高 0.22 m。壁面には彩絵の壁画があり、天井に近い券上には天象図が描かれていたがすでに破壊されている。

銀縷玉衣 1 具。玉片の大部分は石棺台の周囲に散らばっていた。玉衣の面部と脚底部はなお完全であった。

銅縷玉衣 1 具。玉片の大部分は後室一帯に散らばっていた。

大鉄鏡 2 面、すでに腐蝕して文様は不明。径 22 cm のものと、径 30 cm。

陰文刻字塼 154 個。「為曹侯作壁」「延熹七_年元月」などが判読されている。延熹七年は後漢桓帝の時代、164 年にあたる。

田昌五氏はこの「年号」と「曹侯」を手がかりにして、曹氏宗族中、曹操以前に侯に封じられたものはただ曹騰だけ、すなわち曹操の祖父にあたる人物だけだということから、墓主を曹騰に比定しようとしたが、最初に示した碑文では延熹三年に立っていることから、漢時、生前に墓を作ることはあっても、墓碑を立てるものはないという原則から、曹騰の養子、曹嵩すなわち曹操の父親の墓の可能性を指摘している。曹騰は安帝の時に仕えはじめ、順帝の皇太子時代寵愛され、桓帝の代には即位に策をつくし費亭侯にまで封じられた宦官の出身である。子がないため夏侯氏よりということになっているが素姓のよくわからぬ曹嵩を養子にむかえた。嵩は錢五百万を以て官を買い、三公の一である太尉にまで至った。世間の評判は芳しいものではなかったが、財力は豊かであったといえる。

なおいずれも盗掘され破壊され火で焚かれたりしているが、董園村 2 号墓からは銅縷玉衣の残片や玉枕が認められ曹騰の墓とする見解やその父曹節かとする意見がある。袁牌坊村 2 号墓からは鉄鏡 1 面、径 17 cm が残っていた。墓内に石碑があり、その文句から曹胤の兄、曹熾ではないかという見方がある。

曹氏の宗族墓であることは、以上の資料から明らかであろう。曹操の宗族は宦官からスタートした。当時の社会にあっては出自の卑しさは一大弱点であった。社会の名流にいくら肩を並べようとしても、仲間入りは出来なかった。父親の曹嵩は錢五百万をもって官を購い太尉に至ったが、三公の位にあって反って当時の名流の笑いをかった。曹操の若年時、太尉橋玄のほかは彼の人物を認める人はほとんどいなかった。人物鑑定の専門家、南陽の許子の「汝は治世の能臣、乱世の奸雄なり」という著名な評語は、曹氏宗族の出自とその本質を見抜いたものといえよう。曹操の梁孝王陵の盗掘行為なども、権力者に対する彼の日頃の考えを露呈したのかもしれない。

ともあれ財力では当時の名流にひけをとらなかったことは、盗掘され惨憺たる状況を示しているも墓の規模、構造、副葬品から窺えよう。塼あるいは石を用いて前・中・後三室と多数の耳室(側室)からなり、なかには壁画を描いたものも存在する。銀縷・銅縷玉衣の存在、鉄鏡の存在は、後漢時代の諸侯王、列侯や郡太守のあり様と比較した時に、位置づけがより明確になると考える。

元宝坑の難解な埴文の中には、曹氏宗族の墓を作った人物達が徴発された工匠や、民夫達からなり、なかには罪を犯かした官吏もいる。彼等の墓作りの労働がいかに苛酷なものであったかは、「人は壁作りを楽しいと謂うが、壁を作ることはまさに独り苦しむことだ…」という感情や、「……倉（蒼）天乃ち死（葬）しまさに…」の言葉が後漢末関東に勃発した黄巾の乱の合言葉と同じものであったことに、墓づくりに動員された人達の抑圧された心情をみてとれよう。

中山穆王劉暢（174年死去）墓に比定されている河北定県43号墓⁴も元宝坑1号墓、曹胤（曹操の従弟の一人）の墓の埴銘に刻まれた年号は170年で、時代を同じくしている。張角の創立した太平道がすでに安徽亳県一帯にも伝わっていたことを示している。太平道あるいは黄老道と称するものは、黄帝と老子を教祖とし、原始平等思想を包含し農民革命の思想的な武器となったと評価されている。‘十余年間、衆徒数十万人、郡国連結し、青、徐、幽、冀、荆、揚、兗、豫八州の人、ことごとく呼応せざるなし’とあるが、元宝坑1号墓の造営後十四年、中平元年（184年）にいたって太平道を旗印とする黄巾の乱が爆発した。‘七州二十八郡、同日ともに起ち’400年余続いた漢王朝の終焉を宣告したといえる。

曹氏宗族墓の破壊盗掘が行われた時期を特定する証拠はないが、営造に関係した人達も参加していたかも知れないということを埴銘は暗示しているといえる。

葬俗の変化と薄葬令の公布

後漢末黄巾の乱の起る直前でも、諸侯王や曹氏宗族墓などにみられるように郡太守クラスあるいは各地の土着有力豪族層は厚葬をくり反し、農民を主体とする貧民階層との矛盾は増大する一方であった。権力者達も手をこまぬいていたわけではなかったというのが、たびたびだされた薄葬令といえよう。階層をこえてひろがる厚葬の風習と形式的かも知れぬ薄葬令のことについて概括⁵しておきたい。漢初から文帝・景帝にいたる間は国力の恢復につとめ極力節儉につとめたといわれる。

武帝の時代は国力の伸展とともに支配階層の豪奢ぶりも一段と激しくなった。細かな玉片を2000枚以上作りだし、金糸や銀糸で綴った金縷・銀縷玉衣の出現と槨の外側をさらに黄心の柏木を横積して囲み貴重な木材をおしげもなく労費する黄腸題湊墓に代表される。

一方薄葬のすすめは、文帝の「霸陵を治するに瓦器を以ってし、金銀銅錫を以って飾りと為すを得ざらしむ。墳を治せず省せんと欲し民を煩わすことなからん」（『漢書』では「その山に因りて墳を起さず」）とある。自然の山丘を利用して人工の版築による高大な封土の造営を避けようとしたと。前漢の諸侯王や王后の崖洞墓の流行は、この文帝の「山に因りて墳を起さず」という思想の反映したものであるというが、薄葬に通ずると評価しうるものであろうか。

文帝の薄葬思想に影響を与えたのではないかと指摘されているのが、江蘇省徐州銅山県亀山2号崖洞墓⁶に見られる。亀山2号墓の南墓の甬道は上下に重ねられた巨大な石、26個で塞がれていたが、その最初の組の上段の石の前端に刻銘があった。銘には「楚の故夷王、天に通ず。棺槨を葬るに瓦鼎、盛器を布かざらんことを述べる。郡臣をして已に葬れば、服（喪）を去らしむべし。金・玉器を（納ること）なからしめよ。後世の賢大夫、幸いにしてこの書を視る（者あるならば）これに刮目せよ。仁者は之を悲しまん」とある。前漢の楚国の夷王劉郢の薄葬の遺訓を刻したと思えるものが発見された。

亀山2号墓は南墓が採取された「劉注」銘亀鈕銀印から前漢楚王第6代襄王劉注（紀元前128～115年在位）の墓に比定されている。閉塞石の刻銘にあった夷王劉郢は、高祖劉邦の異母弟楚元王劉交の庶子である。高后二年（紀元前186年）宗正に任じられ、文帝元年（紀元前179年）劉交の死後、太子劉辟（非）が早く卒したので文帝は劉郢を位につけた。文帝とは従兄の関係になる。これが夷王で、彼も文帝五年（紀元前175年）には卒している。劉交とも文帝は親交があり、劉郢の遺訓は文帝の薄葬令より少し早い。文帝の薄葬思想の中には劉郢の考えをとり入れたところもあったのではなかったかと思われる。

しかし劉注と王後の亀山2号南墓と北墓⁷は、両墓が20m距てて南北に并列した崖洞墓で、南墓室の全長82.5m、北墓室全長83.5mという巨大なものに、さらに露天に開けた墓道長10.5mをそれぞれ伴う複雑な室の構造をもつ規模の大きなものである。その閉塞石に薄葬の実施をよびかける遺訓を彫りつけるとは、しらじらしい感がある。実際諸侯王以下の人達の厚葬の風は、激しさをましても薄葬が実施されることはなかなか少ない。

王莽が抬頭した成帝の永始四年（紀元前13年）にも「方今世俗の奢僭極まりなし。…葬埋のこと制を過ぐ。…」と厚葬禁止令がだされている。王符の『潜夫論』に「今、京師の貴戚、郡県の豪家は生れては養を極めず、死しては乃ち喪を崇ぶ。あるいは金縷玉匣に至り、^{くす（たぶの木）}榼梓榿柁、多くは珍寶、偶人、車馬を埋め、大冢を造起し、広種松柏、廬舎祠堂、務めて華侈を崇ぶ」と。

後漢代になっても皇帝が代替わりするたびに厚葬を禁ずる令がだされた。光武帝建武七年（31年）、明帝永平十二年（69年）、章帝建初二年（77年）、和帝永元十一年（99年）、安帝永初元年（107年）にそれぞれ布告している。

後漢の厚葬の風の表現は、地上に冢を築き祠堂を立て、闕や石柱、石獸を設ける。地下には豪華な塼（石）多室墓、壁画を絵き、画像石を作る。

玉衣も前漢とは異なり、金縷、銀縷、銅縷によって身分によって決められ、諸侯王も前漢とはちがって金縷玉衣を用いることはできない。

後漢最後に近い段階まで、少くとも支配階層や地方豪強達が厚葬をくり返していたことは、先の中山穆王劉暢や曹鳳墓でみたところである。最後の皇帝献帝は漢末の動乱に乗じて北西方から中原に入り権力を握った董卓によって兄を廃位され、兄に代わって立てられた皇帝である。初平

元年（190年）以後、隋開皇九年（589年）文帝による中国の再統一までおよそ400年間は分裂の時代であった。

洛陽を焼きほろぼし、皇帝百官をつれて長安へ移動した董卓は、ここでも破壊をくり返し最後は自身も殺害される。後漢末、漢王室の復興をかかげて、黄巾の乱に代表される争乱から力をつけ権力を握ったのは、それぞれ出自のそれほど高貴でない、というよりはむしろ出自のあやしげなといった方がよいのかも知れないが、人心を掌握し、時勢を見る確かな目を持ち、腹のすわった英雄—司馬遼太郎氏の言葉を借りるなら、どれだけ多くの人にメシを喰わせることが出来るかによって決まるということだが—人物達であった。曹操、劉備、孫権である。

三国時代魏の墓の事例については、後で触れるが、孫呉の紀年墓の多さと比較すると確実な事例の発掘調査は驚くほど少ない。何故か。調査の不均一さといったことは考えにくい。原因は現代にあるのではなく、魏そのものにあったと思える。それが曹魏の支配階層の薄葬思想とその断行に原因した結果であると考えられる。そして魏の薄葬思想を強固にしたのは、後漢末の争乱のなかで抬頭していく曹操その人の行為の中に原因があり、父親の行為をじっと見つめていた長男曹丕（魏文帝）の心の内に秘められた決心にあったと思える。

曹操の行為とは、彼が梁孝王の墓を発いたことである。梁孝王は前漢の文帝の末子、景帝とは同母の弟、景帝中元六年（紀元前144年）死去した。河南省永城市東北にある芒碭山のながれ、東南に位置する保安山1号墓が、梁孝王墓に比定された崖洞墓で、2号墓が王後の墓に比定されている。

曹操の出身地沛国濉県（現安徽省亳県）からはやや北西に56kmぐらいのところである。

少し横道にそれるがここで梁孝王一族墓⁸について触れておきたい。

芒碭山は河南省東部、黄淮平原上の目に立つ山群で主峰の芒碭山は海拔156m余を測る。この山の南側に散在する保安山・黄土山・夫子山・鉄角山・南山・窰山、僖山に、前漢の梁国の王と王後の墓かと推定されているものが15基、王の妃嬪の類かと推定されているもの1基、墓主の身分の推測のまだつかないもの2基、合計18基発見されており、いくつかが発掘されたり調査された。ここでは梁孝王の墓とされている保安山1号墓と、孝王の妻、李太后の保安山2号墓、妃嬪の墓かという保安山3号墓について触れておきたい。

保安山1号墓(梁孝王墓) 2号墓と南北に併列する。墓門は東にむく。孝王墓は北側にあり、墓道、甬道、主室、回廊からなる。墓道の両側に耳室各1、甬道の両側にも耳室各1、主室の両側に各三側室、主室を回廊がとり囲み、回廊の四角には角室がある。全長90m、最も幅の広いところで30余m、高さは最も高いところ4m。甬道の南耳室は武器庫だった可能性がある。

早くに盗掘されて遺物は何ひとつない。したがって梁孝王の墓だというのを疑う人もいるが、まずまちがいないと閻根齊氏らは主張している。

梁孝王（劉武）は文帝の一番年下の子供で、景帝とは同母である竇皇后から寵愛された。は

じめ代王に、のち梁王に立てられた。文帝の死後、呉楚七国の乱にあつて功をたて、一時はもしかしたら景帝の皇太子にとりたてられるのではないかという勢であつた。天下の膏腴地であり、四十余城をかかえ、弩弓数十萬、府庫の金銭は百萬、珠玉寶器は京師より多いとうわさされた。景帝が膠東王を太子とした時、怨んでそれを推した人々十余人を暗殺させ、それが露見した時竇太后の口ぞえもあつて助かるが、以後景帝との仲がもとにもどることはなかつた。死後景帝は孝王の五人の男子を梁国を五国に分つて王として竇太后をなぐさめたとあるが、次の武帝の代に、より露骨に進められる諸侯国の分割、弱体化の政策のはしりとみられる。梁孝王の在位は文帝前元十二年（紀元前168年）～景帝中元6年（紀元前144年）である。孝王の死後なお府には黄金四十余萬斤を藏していたとある。

保安山2号墓（梁孝王の王后李氏墓） 1号墓の南約200m、山の東・西から墓道を掘り進め中央近くに四周を回廊で囲まれた多数の耳室をもつ主室（西宮）を設ける。前室（東宮）は主室の東側に位置する。いずれの甬道も多数の耳室（側室）をもち、前室にも多数の耳室をもつ。耳（側）室は計34個、前庭から主室回廊まで全長142.7m、東西の墓道あわせて長67.8m、墓葬全長210.5m、最も広いところ72.6m、最高処は4.4mを測り前漢諸侯王陵墓中、最大の規模である。早くに盗掘にあつている。前庭の北側の東西の側室は東車・西車の文字を彫りこんだ門闌（門中の^{びつ}柵）石がある。車馬室である。甬道両側の側室は侍衛室か。前室は東宮と当時呼んでおり瓦葺きの木造建築があつたと推定されている。保安山2号墓は元朔六年（紀元前123年）に死亡した梁孝王劉武の王后である李氏の墓と想定されている。

保安山3号墓 西北側の山の斜面下方にある長方形竪穴土坑墓。早く盗掘を受けているが、碧玉質玉衣片588枚（金縷の残存しているものあり）、玉璧5件のほか銅鏡1面が残っていた。圓圈で内外区にわけられ、鏡周縁沿いに連弧文、外区に4個の小菱形を用いて組んだ大菱形があり、その間は紅顔色を用いてMなど字様の装飾図案がある。内区は錆でよくわからない。復原径は45cmだという。これだけの記述ではどのタイプの鏡かわからない。復原径を信用すると、頭ぬけて大きいことがわかる。

先の1～3号墓より時代は少し下がるが保安山東南部の山の斜面に柿園漢墓がある。崖洞墓で甬道・主室・主室に連なる8側室がある。主室の室天井には龍・朱雀・玄武の古い形態かと想定されている怪獣など雲気が美事に画かれている。たび重なる盗掘が行われ墓道に並べられた24輛の車馬のほか、注目すべきは甬道に入るすぐ手前、墓道のつきあたりのところに東西長2.2m、南北幅1.3m、深さ0.78mの規模の錢窖が石板の下から発見された。1層に1串1120枚～960枚の間、平均1000枚前後のさし錢が90串交互に直交するように25層重ねられていた。約225万枚の漢の半両錢で重さは約5.5tを量る。武帝以後鑄造された五銖錢は含まれていない。

芒碭山の梁孝王や王后以下歴代の墳墓は、生前からの財富が知れわたっていたせいか、岩山を掘り抜き、巨石を用いて密封してあるにもかかわらず、後漢末の争乱期に曹操のような人物によ

り軍隊を使って盗掘された。

曹操のこの行為は文献に記載が多数残っている。『後漢書・袁紹伝』には、建安五年（200年）曹操との決戦を目前にして、袁紹のために陳琳の書いた檄文が載せられている。同様な文は南朝梁の昭明太子の撰した『文選』の中にも採録されている。「司空曹操の祖父騰は、故中常侍、左棺、徐璜と並びに妖嬖を作し、饕餮放横、化を傷り人を虐す。父嵩乞匄攜養せられ、藏に困り位を買い、金を興し璧を輦し、貨を権門に輸し、鼎司を竊盗し、重器を傾覆す。操は贅鬮の遺醜にして、本より懿徳なし。……又梁の孝王は先帝（前漢の景帝）の母弟にして、墳陵尊顕なり。松柏桑梓もお宜しく恭肅すべし。（而るに）操は吏士を率（帥）將し、親ら臨んで発掘し、棺を破り戸を裸にして金寶を掠取し、聖朝をして流涕し、士民をして傷懷せしむるに至る。又発丘中郎將、摸金校尉を署し（置き）、過ぐる所毀突し、骸として露れざるはなし。身は三公の官に處て、而るに桀虜の態を行い、国を汙し民を虐し、毒人鬼に施く。」

檄文とほぼ同じ内容のものが「袁紹の為に豫州に檄す」として劉備に送られ、『文選』巻の第二十二・檄に収録されている。なお『水経注疏』に引く『類聚』八十三に引用された『曹操別伝』には、「操、兵を引いて碭に入り、梁の孝王冢を発き、棺を破り、金寶数万斤を取む」とある。曹操の軍隊には発丘中郎將とか摸金校尉など盗掘を専門にする役職が置かれていたと見える。

檄文を書いた陳琳字孔璋は「建安七子」と称された名文家の一人である。袁紹が敗死した後、虜にされた陳琳は曹操の前にひきだされたが、曹操は陳琳の文才を愛しんで許し、自分の幕下に加えたという。その時、自分のことはともかく、祖父や父のことをあんな風にいうとはと笑ったというのが曹操の人物を髣髴とさせる話といえよう。なお陳琳が文章家として有名であったことは、杜甫晩年の漂泊時代の絶筆「風疾にて舟中枕に伏して懷を書す 三十六韻湖南の親友に呈し奉る」の詩中⁹「……哀傷は庾信（乱世をなげいた北周の人）に同じく、述作は陳琳に異なる…」と曹操に仕えた陳琳のような檄文を作る才能のないことを譬えている。

檄文だから誇張はあったにしても、曹操が軍隊を使って梁孝王陵一帯の墓を盗掘し、軍事費の足しに充てたのは事実であろう。

よく青銅器の原材料は華北では乏しく戦乱のためほとんど荒廃して鑄銅業はなりたたなくなっていたと王仲殊氏や徐萃芳氏によって、華南の青銅器原料の豊富さと鑄銅工業の活発さとが対比されている。しかし青銅の原材料は何も銅鉞山を開発し、インゴットを得てそれをもとに青銅器を鑄造するだけに限定されるものではない。

戦国時代、燕王子噲が、宰相の子之が自分より有能だからといって位を譲ってしまった。その行為が周辺に及んでは自分達の立場が危いと悟った斉国と中山国は、燕に侵入しやっつけて奪った青銅器を鑄つぶして、自国の青銅器をつくり、中山王嘗は下臣に王が位を譲るといった馬鹿げたことがあってはならないとこんこんと宰相司馬闕をさとした遺言を彫りつけた。¹⁰ 戦国時代楚国の青銅器には「…戦獲兵銅、正月吉日鑄銅器……」という銘をしばしば見受ける。林巳奈夫

氏によれば中国の青銅器文化の先駆けであった齊家文化が、その後ぱっとしなかったのは、中原文化による青銅器の奪取にあったのではないかという。

インゴットをつくりそれから製品をつくるよりも、もっとも手っ取りばやい方法は、他の作った製品を奪い、鋳つぶして自分の欲するものを作る方法であろう。曹操もそれを実行したのだ。彼が陳琳にボロクソにいわれ、後世にまで悪名をとどめるのを承知しておきながら、平然としていたのは、天下をとるためには、前王朝の皇帝に連なる人物達の厚葬に対する民衆の怨みを代弁したともいえるかも知れない。

曹操の武将郝昭の遺令の中にも「吾しばしば冢を発いてその木を取り、以って攻戦具を為る、又厚葬の死者に益なきを知る也」と自身の体験に基づいた葬送観をのべている。

曹操自身も戦乱続きでその経済的余裕がなかったこともあろうが、薄葬につとめた。建安十年(205年)厚葬を禁じている。さらに建安二十三年(218年)六月令をだしていう「古の葬は必ず瘠薄之地に居る。それ西門豹祠を規として西原上に壽陵を為らん、高きに因りて基と為し封せず樹せざらん…」建安二十五年(220年)、洛陽に66才でなくなった曹操は遺令して「天下なお未だ安定せず、未だ遵古を得ざる也。葬おわらば皆、服を除せ。それ將兵屯戍する者はみな屯部を離れるを得ず。有司、おのおの乃の職を率せよ。斂(す)るに時服を以ってし、金玉珍寶を藏する無からん」と。あらかじめ自身で最後の時の衣服を選び、四個の篋に納めその上に春夏秋冬の題を記しておいた。いつでもどれかを斂る時の衣服として選びだせるようにしておいたのだ。金珥珠玉銅鉄の物は一切副葬させなかった。

魏の文帝は曹操の意志を尊重して、葬送にあたって副葬品を増加させることはなかった。魏帝として文帝が即位した後、金璽を刻し、曹操に尊号を追加したが、墓を開いて追葬せず、別に石室を為り璽をそこ(墓道入口)に納め、陵中には金銀諸物は一切無いことを示した。漢礼によれば明器が非常に多かったが是よりみな省かれたと『晋書』卷二十、志第十「礼」中では伝える。曹操墓の実際はどうであったかはよくわからない。詔令や遺言がその通り実行されたかどうかは、少なくとも漢代にはあまり守られなかった。しかし曹魏墓の発見の少なさは、曹操の意志と自身の葬送の際の薄葬の実行とに大いに関連しているといえよう。

より明確には魏の初代皇帝となった曹操の長男、文帝曹丕の黄初三年(222)冬十月甲子に首陽山東に壽陵を為るにあたって公にした終制に、薄葬の意図が明らかである。

『三国志』卷二「魏書・文帝紀」第二によれば、「…封樹の制は上古に非ざるなり。吾も取るなからん。…藏は人の見得ざるを欲する也。骨は痛痒の知無く、冢は棲神の宅に非ず。礼は墓祭せずして存亡の黷されざるを欲する也。棺槨は以って朽骨に足らしめ、衣衾はもって朽肉に足らしめんのみ。故に吾はこの丘墟に不食の地を営み、易代の後、その處を知らざらしめんと欲す。葦炭を施す無く、金銀銅鉄を藏するなく、一に瓦器を以ってす、古の塗車、芻靈の義に合するなり。…飯含は珠玉を以ってする無く、珠襦、玉匣を施す無し、諸もろ愚俗の所為なり。…漢文帝

の^{あぼか}発れざるは、霸陵求むる無きなり；光武の掘せられるは、原陵封樹せる也。霸陵の完、功は積之にあり。原陵の掘、罪は明帝に在り。是れ積之、忠にして以って君を利し、明帝愛して以って親を害する也。忠臣孝子、宜しく仲尼（孔子）、丘明、積之の言を思い、華元、楽莒、明帝の戒を鑑み……。古より今に及ぶ、未だ亡びざるの国あらず、また掘られざるの墓なきなり。喪乱以来、漢氏の諸陵にして発掘されざる無く、乃ち玉匣金縷を焼取るに至っては、骸骨ならびに^う盡く、是れ焚如の刑、あに重ねて痛めざらしめんや。禍は厚葬、封樹によらんか。『桑、霍は我が戒たらん』とはまた明らかならざらんや。……けだし舜は蒼梧に葬られて、二妃は従わず、延陵は子を葬りて遠くは嬴・博に在り、魂は^{ゆか}靈有り、之かざるなきなり。一澗の間、遠しとなすに足らず。若し人の詔に違ひ、^{みだ}妄りに^{みだ}変改、造施する所有らば、吾は尸を地下に戮さん、戮し而して重ねて戮し、死して而して重ねて死せしめん。臣子として君父を蔑死せしむるは不忠不孝、死者をして將に汝を福せざらんを知る有ら使めよ。それこの詔を以って之を宗廟に藏し、副は尚書、祕書、三府に在らしめよ。」

曹魏の墓制と鏡

曹操・文帝の行為とその意向が、曹魏政権の支配階層の人達に、漢代とは異なつて薄葬を実施させた。その歴史的展開は先にのべた。実際そのせいが大きいと思うが、確実な曹魏墓のデータは、これまで中国で報告されている各時代の墓葬の発掘調査のなかできわだつて少ない。また紀年のあるものも極端に少ない。

紀年に関係しているものだけを取りあげる。

山東東阿曹植墓 山東省東阿県魚山で文帝の弟曹植（字、子建）の墓¹¹と思えるものが発見されている。その墓の墓門に近い墓壁から、表裏と片方の側面（長手部分）三方に文字を刻んだ磚が1個発見された。銘はそれぞれ「別督郎中王□主者、司徒從掾位張順」「太和七年（233年）三月一日壬戌朔、十五日丙午兗州刺史侯□、遣士朱周等二百人作」「畧（里）陳王陵各賜休二百日」とある。

曹植は曹操の三男。文才に秀で父に寵愛された。長男丕が魏帝に即位するや生前の父の態度をよしとしなかつた文帝に、重要視されなかつた。明帝の太和六年（232年）二月、陳四県を以て陳王に封じられた。文帝から明帝の間、11年間に三度都を徙され、常々、汲汲として飲びなく自分の才覚を文章いがいに発揮する場を与えられず疾を發して死去した。薄葬を遺令したと『三国志』卷十九「魏書陳王伝」第十九にはある。

磚銘からは次のようなことが読みとれる。

曹植の墓をつくる指図をする人物、王某と司徒の（臨時の？）掾である張順が実際の責任者。

太和七年（青龍元年二月丁酉に摩陂に幸して明帝は龍を觀た、是に於て改年したとある。七年二月には改年されている筈である。）

博銘では太和七年三月十五日、兗州刺史、侯某が士の朱周ら二百人を遣して、墓作りを行わせたと見える。側面の里は理で治理あるいは修治だという。陳王陵を治理（修治）した人々には各人二百日間はその他の役を免除すると読み得る。

南京石門塊博室墓¹² 建築工事現場で博室墓が発見され、破壊された残りのものの中に三足硯、陶果盒のほか硯の上ののっかっていた銅弩機のひき金部分があり、銘三行があった。

「正始二年（241年）五月十日、左尚方造。

監作吏鼂泉、牙匠馬園

師陳耳、臂匠江冏、師□□」

とあり、別に頂端に「道」字が刻されていた。刻銘によると、この弩機は魏の左・右・中三尚方のうちの左尚方で製作され、それは齊王芳の正始二年（241年）五月十日である。責任者（監作吏）は鼂泉、ひき金部分の製作には牙匠の馬（馮）某と師の陳耳が、矢を戴せる腕木の部分の製作者（臂匠）は江某、師某と判読できる。墓のプランはわからない。

洛陽澗西墓¹³ 河南省洛陽澗西砭山廠で発見された墓は墓道をもち、甬道、左右耳室をもつ正方形に近い前室、過道、長方形後室から成る博室墳である。東向き、全長9.3、最も幅の広いところで6.6 m、高さ2.2 mを測る。盗掘されていて鏡などの出土はない。ただ前室に帷張を組立てるための鉄製のつなぎ金具が9点発見されているが、そのうちの一つに刻銘「正始八年（247年）八月□日田園冏……」の銘が刻されていた。

魏の青銅器生産体制 確実な紀年を伴う曹魏墓からのデータは、鏡の出土は知られておらず手がかりは紀年鏡ぐらいしかない。梅原末治氏の『漢三国六朝紀年鏡図説』や五島美術館編『前漢から元時代の紀年鏡』及び新出資料を加えると曹魏の紀年鏡は次のようになる。（なお○印は日本より出土を示す。）

黄初二年（221年）	同向式神獸鏡	3面
黄初三年（222年）	同向式神獸鏡	2面
黄初四年（223年）	対置式神獸鏡	3面
○青龍三年（235年）	方格規矩四神鏡	3面
○景初三年（239年）	画文帯同向式神獸鏡	1面
○景初三年（239年）	三角縁同向式神獸鏡	1面
○景初四年（240年）	三角縁盤龍鏡	2面
○正始元年（240年）	三角縁同向式神獸鏡	3面
正始五年（244年）	環状乳神獸鏡	1面
甘露四年（259年）	獸首鏡	1面

甘露五年 (260 年) 獸首鏡 2 面
景元四年 (263 年) 円圈変形規矩鏡 1 面

作鏡者はどうかというと

黄初二年 武昌元作明鏡 (泉屋)

揚州会稽陰師唐豫命作鏡 (鄂城)

揚州会稽山陰唐豫命作鏡 (鄂城)

黄初三年 師卜徳□合作明金鏡〔同型〕 (大阪市美)

黄初四年 会稽師鮑作明鏡〔同型〕 (鄂城)

○青龍三年 顔氏作鏡〔同型〕 (大田南 5 号・安満宮山)

○景初三年 陳是作

○景初三年 陳是作鏡

○景初四年 陳是作鏡〔同型〕

○正始元年 陳是作鏡〔同型〕

正始五年 作

甘露四年 右尚方師作鏡

甘露五年 右尚方師作鏡〔同型〕

景元四年 右尚方工作立(鏡)

となる。

1938 年、ジョン C. ファガースン (中国名、福開森) が当時知られていた金石書物を検索して『歴代著録吉金目』を編んだ。1935 年冬までの資料が採録されている。なかには偽物を含んでいるのかも知れないが、器物別に網羅的に銘文の集められたものはその後も殷周青銅器金文や甲骨文などを除くと無い。鏡のところを検討してみると彼の書物には曹魏の紀年鏡は一面もない。興味深いのは「東阿」という銘 (刻銘か?) を鏡辺にもっている鏡が 1 面あり、鏡式不明で七言句からなる長文の銘と内区の十二支銘しかわからないが、先に博銘についてのべた曹植が明帝の太和三年 (229 年) 東阿に移封されたのとの関連を思わせる。「照是明鏡人快意、左龍右虎四時置、常保二親樂無事、長宜子孫家大富、與君相保常相憶」の銘も少し通例のものと最終句が異なるなど不遇の曹植を連想させよう。

三国時代曹魏の紀年の知られるものを福開森の書であたってみると弩にいくつか知られる。紀年と製作者に関係するところだけを見ておこう。鏡の製作者とはどうちがうか。

正始二年 (241 年) 五月十日、左尚方造、監作吏鼂泉、牙匠馬廣、師戴業、臂匠江子、師項種
同じ紀年をもつもので途中まで同じであるが師戴業のところの名が陳耳、常連、馬後などとなるもの。師項種の後に「徐州官弩」とか「乙二百七十一常」とあるもの。師項種のところ「師石亂河内工官……」とあるものなど 6～7 例ある。

太和元年（227年）十二月三日左尚方治弩一具監作吏吳 ……。

正始四年（243年）二月卅日、中尚方造、監作牙使崔僉、匠彭臣、師賈德、□□吏求烈、匠聶彦、師衛□□ 第五十二乙廿七

正始五年（244年）十二月卅日、左尚方造、步弩牙監作吏王昭、匠馬廣、主□□□…柱卅四為

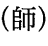
正始六年（245年）二月十一日、左尚方造、監作官鼂泉、牙馬廣、師戴業、臂匠江子、師項種である。出土資料として魏の弩に関しては先の南京石門塊の正始二年の紀年をもつもののほかに、新郷出土弩 正始二年（241年）五月十日、左尚方造。監作吏鼂泉、牙匠馬廣、師王丙、臂匠江子、師宋阿

沈丘県沙河弩1 正始五年（244年）一月一日、中尚方造。監作牙吏、宋膺、匠彭臣、師馮生作、臂吏任昭、匠圖彦、師衛□作

沈丘県沙河弩2 正始□年□造、監作牙吏宋膺、匠彭臣、師□作、臂吏□進、匠□師□

以上の3例¹⁴が知られている。曹魏では弩は左尚方と中尚方で製作され、鏡は右尚方の担当であったことが窺える。中尚方では帷帳の金具など家具関係のものも作っていたかと思える。

黄初二年～四年の鏡は王仲殊氏によれば、呉の鏡師（会稽山陰の鑄鏡師である唐豫、鮑など）によって鑄造されたものという。武昌は湖北省鄂城のことで、孫権が劉備との仲が悪くなった時、公安より都を移した。元は「はじめて」というように読ませて、これも呉での製作だという。孫権はこのころ魏文帝に形の上では臣従する態をよそおい、呉王に任じられていた。そのため呉地で製作した鏡に魏の元号が入れられているのは、公式には呉では魏の正朔を奉じていたからだというのが王氏の説である。

青龍三年から正始元年までの鏡は、中国での出土はない。日本からだけしか出土していない。顔氏は作鏡者としては初見である。陳是は陳氏と同じことで、後漢代からある使い方である。景初三年・四年・正始元年鏡の銘文は、他に類似のものがなく、「本是京（京）師（師）、出」、あるいは「本自蒗（州）師（師）、杜地命出」の部分の字句の読みと解釈をめぐって、王仲殊氏と福山敏男氏らの説は見解を異にする。

この一群の鏡が王仲殊氏が主張するように、絶地である日本へ亡命した呉の工人がこれらの鏡を製作したのか、例えば福山説でいう陝西省の杜（陵）県出身であった陳氏が製作したのか、議論の決着はまだついていないと私は考えている。本来、吉祥句で祝される鏡の銘が、絶地である倭地へ亡命したことをいうとする考え方に、私は納得出来ない。それは前漢時代の清白鏡などに、屈原の『楚辞』からきたのではないかという、鏡と鏡の所有者を、王に仕える臣と王との関係になぞらえて、振り返り見られることのない自分（鏡、臣）と振り返って見ようとしぬ王（鏡の所有者）に対するうらみごとを表白した銘とは趣を異にする。

洛陽焼溝漢墓や広州漢墓では、夫妻合葬墓の中には、わざわざ1面の鏡を2つに割って副葬した例が、数は少ないが存在する。死後の世界でも想思の愛がつかぬけるようにという願いをこ

めて、2つに割った鏡を、それぞれ片われづつ夫と妻は副葬した。先の曹植と関係するのではないかと想像した「東阿鏡」の最後の句は、「君（君が魏帝かどうかは別として）とともに相保ち、常に相憶う」という前漢鏡と通じる想思の愛を語っている。亡命したことを、鏡の銘に入れるとは思えない。

甘露四年・五年・景元四年鏡では右尚方作となっている。鑄鏡師の個人名はでてこない。一方、太和元年・正始二年・五年・六年の弩機（鏃）では左尚方とその管轄下の部品作りの工人名を含めて、生産・管理体制が明かである。なお別に正始四年・五年の弩機では中尚方の製作で、ここでも生産・管理体制が明かである。

徐萃芳氏によると曹魏の時代、董卓らの暴虐による洛陽や長安の荒廃からなかなか回復できず鑄銅業は劣え、鏡も前代の残り物か影響を受けたものが中心であったという。鏡と弩では同じ青銅器でも重要さが違うといえればそれまでかも知れない。しかし曹魏政権下、景初や正始に一番近い時の、青銅器生産体制は、決してたがの緩んだような状況ではなかったことは弩の銘を見ると理解できよう。

孫呉の墓制と鏡

曹魏の場合と異なり、呉の紀年墓の資料は多い。また被葬者の身分のわかっている人も何人かいる。ランクの高い人物について鏡の副葬状況も含めて個別の事例を少し見ておこう。

江西省南昌市高榮墓¹⁵ 甬道と前室、前室につく左右（東西）の耳室、後室から成る全長6.18mの塼室墳である。前室に1、後室に2の朱漆棺があった。楠を使用している。

墓室の構造は、湖北省鄂城で発見され副葬された青瓷の家屋模型の門楼内に「孫將軍門楼也」と刻されていたことより、孫將軍墓¹⁶と呼びならわされている墓と過道を欠くがい基本的には同じである。孫將軍墓では全長9.03mと高榮墓より規模が一廻り大きい。孫將軍墓では前室左右に塼台と、後室片側に低い棺床(棺)を設けている。残念ながら盗掘され、鏡は残っていない。

高榮墓の東耳室には、青瓷器・漆器など実用器をいれ、土製の明器類は西耳室に納めてあった。後室の西側の棺の被葬者が墓主（甲）で、東側のは妻（乙）、前室と甬道にかけて追葬されたと思える女性（丙）からなる。

甲の頭の上に木盒があり、その中に木方、木簡、竹尺、銅鏡、木梳、漆耳杯、石硯、墨などが入れられていた。それ以外は身体の右側に鉄刀が1置かれているだけである。頭の方向は乙とともに墓門の方を向いている。乙の頭の上にも漆奩があり、ここからも甲と全く同じ木方が出土している。

木方は戦国時代楚国や前漢の長沙国に出土の多い竹簡の遺策と同じく副葬品のリストで、それ

を長 24.5、幅 9.5、厚さ 1 cm の木の両面に書写したものである。絹や麻でできた衣類の数々の記載された後に、「粉囊両枚、鏡（鏡）一枚、聶一枚、窰二枚、香囊一枚…」とある。

鏡は四神がすべて鳥文に変わった方格規矩鳥文鏡、径 16.5 cm のもの 1 面と方格内に各 1 字の銘をもっているが、鏡面の半分ほどは文様のでの悪い、多分、対置式神獸鏡と思えるもの径 15.5 cm が 1 面ある。どこからでたという記載が報告にない。多分、木方が甲、乙の両者から出、先にのべたように、その木方（副葬品リスト）中に、鏡（鏡）一枚とそれぞれ書いてあることから鏡は墓主高榮とその妻と思える人物の頭の上に置かれた木盒と漆奩の中から出たものであろう。径の大きい方格規矩鳥文鏡が高榮のものであろうか。

木簡は 21 枚出土している。長方形で長 24.5、幅 3.5、厚さ 1 cm の木の板で、隸書体で、どれも同じ内容が墨書されている。木簡の上方に「弟子高榮再拜」一字あけて「問起居」一字分あけて「沛國相字萬綬」とある。他人を訪問した時にわたす名刺の類に相当する。上段に高榮と姓名を記し、下段には本人の籍貫と字、萬綬を明らかにしている。原籍は沛国相^{あぎな}県の人、現在の江蘇省徐州地区に相当する。

前漢の高祖の時、小沛を改めて沛国とした。劉邦の出身地である。治所は相で 21 城を管轄した。後漢の建安末年、沛国を改めて沛郡とした。魏太和六年（232 年）、王林を沛に封じ、また沛国を復した。景初二年（238 年）、沛国の管轄下にあった相、肖などの 11 県を譙郡の管轄下に移した。木簡に書かれた地名は、生前の原籍を書くのが原則で、高榮がここで沛国相と称しているのは、沛郡を改めて沛国を復した後、沛国から相が割讓されて譙郡に移管される前すなわち 232 年～238 年の間のことといえる。主人の高榮がこの墓に葬られたのは、この期間より少し後かも知れない。

剪輪五銖錢などのほかに直百五銖 10 枚を含んでいる。直百五銖は蜀漢の劉備が成都を攻略した後、軍費の問題を解決するために鑄造したといわれている。

江西南昌は三国時代呉の豫章郡の郡治の所在地である。高榮一族は漢末の混乱を避けて徐州から 600 km 余を直線でも移動して長江を渡り、ここに墓を築くまでになった。所持していた方格規矩鳥文鏡は、むしろ黄河流域の漢末～魏代のものであろうか。蜀の貨幣を持っていたり身分ははっきりしないが、当時の呉の豪族層の複雑な内実を示している。

湖北省鄂州鄂鋼飲料廠 1 号墓¹⁷ 墓道につづく甬道、横長の前堂と前堂の前方左右に甬道に平行する耳室、過道、後室からなる。墓室全長 14.5、幅 5.68 m。宜興周墓墩一号墓、武昌蓮溪寺墓、安徽馬鞍山朱然墓などを抜いて長江中下流域の呉晋墓の中で最大といわれる。横前堂の左右に高さ 30 cm の祭台かといわれるものがあり鍍金銅弩機が残っていた。弩機の引金の片側に「將軍孫鄰弩一張」と刻されている。横前堂に置かれた巨大な瓷器製塙堡の模型も注目に値する。盗掘されていて鏡はなかった。

孫鄰が墓主だとすると『三国志・呉書・宗室伝』によれば、祖父孫羌は孫堅の同母の兄、父

は孫賁で孫堅の死後は、豫州刺史、丹楊都尉兼征虜將軍、九江太守を経、豫章太守、都亭侯に封じられた人物である。孫鄰は九才で父に代わって豫章を領し都郷侯に封じられた。郡守の職責を二十年果した後、武昌に召しかえされ繞帳督となる。のち夏口沔中督、威遠將軍の職に任じられた。赤烏十二年（249年）に世を去った人物である。先の「孫將軍墓」は至近の距離にある。孫鄰の一族の墓かと思える。

安徽省馬鞍山市朱然墓¹⁸ 雨山郷安民村で発掘された。封土をもち、墓道はま南にあり26段の階段を下ると南北長9.52、東西幅3.62、深さ3.60mの墓坑内に甬道、前室、過道、後室からなる塋室墓を築いている。全長8.70m、幅3.54mの規模、使用された塋の中には篆文で「富且貴、至萬世」とあり、文字の上下と中央に錢文を型押ししてある。また「富貴萬世」「富且貴」と型押ししてあるものもある。

前・後室に黒漆の木棺をそれぞれ置く。後室の漆棺はかなり大きく、内側には朱漆をぬる。前室の棺は少し小さ目だが同じような作りである。両棺とも盗掘の跡がみられる。

宮殿内宴楽図を描いた美事な漆案をはじめ多数の漆器類が出土した。宴楽図には55人の人物が画かれて、人物の傍の多くには榜題が書かれていた。案の背面中央には朱紅で篆体「官」字が書かれている。「季札挂劍」の故事を画いた漆盤の底部には朱紅漆を用いて「蜀郡造作牢」と篆書と隸書の間体で書いてある。春秋時代呉の季札が呉から周王室へ使いする途中、立ちよった徐国の君が季札の腰の劍に目をとめて欲しがった。周からの帰途さし上げましようといつて、用件をすませた後で帰国の途中、徐によったがその時、徐君はすでに亡くなっていた。徐君の墓前に劍をささげたという。

木製の刺14枚、長24.8、幅3.4、厚さ0.6cm。3種類あって、「弟子朱然再拜 問起居 字義封」「故鄣朱然再拜 問起居 字義封」「丹楊朱然再拜 問起居 故鄣字義封」と隸書に楷書風を帯びた字体で書いてある。

木製の謁が3枚、形はみなだいたい同じで長24.8、幅9.5、厚3.4cm。正面の頂端に「謁」とあり右上から隸書の少し楷書風の書体で「圉節、右軍師、左大司馬、當陽侯、丹楊朱然再拜」と一行書かれている。

鏡は2面、多分後室からでたものと思える。対置式神獸鏡は周縁に34字の銘をもつとあるが報告では読まれていない。径12.5cm。夔鳳鏡は周縁の各連弧内に龍、虎、朱鳥、兔、蟾蜍などを表出している。径14.9cm。6000枚近く出土した貨幣は、半両、五銖、貨泉、直百五銖、定平一百、太平金百、太平百錢、大泉當千、大泉五百、大泉五十などを含んでいた。

謁と木刺から墓主は朱然、字は義封、呉の丹楊故鄣の人である。『三国志』卷五十六、呉書十一の「朱治・朱然・呂範・朱桓伝」第十一に伝記の載っている人物である。それによると朱然は朱治の姉の子で、光和五年（182年）に生れた原姓、施氏である。孫堅・孫策・孫権を助けて功績のあった朱治を、孫権は建安七年（202年）呉郡（郡治は現在の蘇州市）の太守に任じた。

その朱治の養子と然がなったのが13歳の時で、その後、孫権とは兄弟のような親しい間柄となった。建安二十四年(219年)には関羽を禽にした手柄で昭武將軍・西安郷侯に封じられた。呂蒙の死後、江陵に鎮していたが、黄武元年(222年)攻めてきた劉備を破り、その功で征北將軍、永安侯に封じられた。黄龍元年(229年)には拜車騎將軍・右護軍・領兗州牧、赤烏九年(246年)には左大司馬、右軍師に任じられた。武に秀で数々の功をあげた。呉の創業以来の功臣で、孫権の重んじたのは呂蒙、凌統について朱然であったと記されるほどの人物であった。年68で赤烏十二年(249年)卒した。

朱然墓出土品で注目すべきは、いくつかあるが、これまで報告されている呉墓では、最高ランクに所属する人物で、伝が『三国志』に立てられているということがまず貴重である。

朱治・朱然一族は江東土着の有力豪族であった。高榮墓のプランが甬道・前室と前室につく左右耳室・(過道)・後室といった、どちらかという漢以来の伝統を受けついで、例えば中原の曹魏正始八年墓とプラン的に共通するところがあるものに対して、朱然墓は前室につく左右耳室をもたず、甬道・前室・(過道)・後室といったプランをとる。呉地においても同時期、江東とそれ以外では異なりがあったことがわかる。そのことは後に触れるが、孫氏政権の基盤構成の上で、孫氏が当初本拠地とした鄂城(武昌)附近と呉会の地〔呉郡・会稽郡〕では異なる風のあることを示している。

美事な漆器の中に「蜀郡作牢」の銘があるものを含んでいることから、蜀郡(現成都地区)の製作であることがわかる。成都での漆器の製造は前漢の文帝・景帝の時代には相当発達していた。湖北江陵鳳凰山168号墓¹⁹や湖南長沙馬王堆1号墓²⁰などから出土している漆器に印され記されたものの中に、「成市草」「成市飽」があり成都で製作され、そこには当時市府管轄の漆器工房のあったことが明らかにされている。前漢の中央政権は蜀郡と広漢郡(郡治は現在の四川梓潼)に工官を設け、金銀器と漆器を製造させた。

元興元年(105年)和帝が死去し、殤帝が位を継ぐと鄧太后が蜀郡と広漢郡の工官が宮廷のために漆器を製造することを禁じた。漆器ではこれ以後の紀年のあるものを見受けないのは、鄧太后の決定によることが大きいと思える。ただ宮廷むけ以外の製品の製造が行われていたことは、朱然墓の資料で明らかといえよう。呉の大將軍クラスの朱然がなぜ当時敵対関係にあることの多かった蜀の漆器を手中にしていたのか。贈答や下賜品か、戦争による略奪品かなど疑問は多い。

鏡との関係ではどうか。鏡では漆器の紀年のなくなる元興元年(105年)から逆に中平四年(187年)までに広漢西蜀尚方といった四川の広漢郡に置かれた官営工房を統轄している尚方製作の鏡が製作された。紀年鏡が元興元年、永嘉元年(145年)、永寿二年(156年)、三年(157年)、延熹二年(159年)、三年(160年)、熹平三年(174年)、中平四年と知られている。鄧太后は鑄鏡については指示しなかったのか。

『後漢書』卷十上皇后紀「和熹鄧皇后」のところには、元興元年、和帝が死去した時、殤帝は

生れて百日しかたっておらず、鄧皇后は太后となって朝に臨んだ。そして「大官、導官、尚方を減じた」「郡国の貢ぐ所に及んでは、皆その過半を減ず。…それ蜀、漢の釦器、九帯佩刀、ならびにまた調せず」「…又、御府、尚方（刀劍諸物を工作し、玉を刻んで器と為すを掌る）、織室錦繡、…金銀、珠玉、犀象、瑇瑁、彫鏤翫弄之物、みな絶えて作らず…」とある。蜀、漢の二郡が主に供進の器を作ることは元帝の時に貢禹が上書して「蜀、広漢は金銀器を主る、各、五百萬を用う」とあることによる。鄧太后の宮廷で使用する物品のおもいきった経費節減策は、上にみたように漆器生産には影響が認められたが、銅鏡では逆な現象のように思える。この点をどう考えたらよいかは少し待ちたい。

なお北朝鮮の平壤で調査された石巖里 194 号前漢墓からは、始元二年（紀元前 85 年）銘漆杯と元始三年（3 年）の漆杯が相伴している。使いようによっては漆杯が 80 年余も伝世しているということである。

朱然墓出土の 6000 枚の貨幣の 9 割強が漢代の銭であった。「大泉五百」は孫権が嘉禾五年（236 年）に、「大泉當千」は赤烏元年（238 年）に鑄造した。江蘇省句容県葛村²¹で両銭と鑄造関係の遺物が出土している。ただ質は悪く、赤烏九年（246 年）にはこれらの銭の使用を停止し、「鑄して器物を為り、官また出す勿れ。私家に有る者は、敕して以って藏輸をせしめ、計りてその直（値）を与え、枉げる所あるなかれ」と詔を下した。

「直百五銖」は蜀の銭で劉巴の建議を入れて、劉備が成都攻略後の軍需費に鑄造した。粗悪な銭であるという。「太平百銭」や「定平一百」も当時の蜀銭の可能性が大きい。

魏でもそうであったが、呉墓でも貨幣の副葬は多い。それは漢の風習を受けついたものである。しかしここで注目すべきは、粗悪な銭の流通を防ぐために、孫権のとった政策「鑄つぶして器物をつくる」という方針にみられる当時の青銅器に対するあつかいである。江南は銅原料が豊富で鑄銅業は活発であり、鏡の生産も多かった…という見解はよく聞く。しかし実態はどうか。呉の紀年鏡は小型のものが多く、貨幣経済になじんでいないとは言えないと思うが、粗悪な呉銭の鑄造とその停廃は、青銅原料の豊富をいう前にまだ考えてみる必要のあることを示唆しているように思える。

浙江省衢州市龔家埠墓²² 呉の揚州会稽郡新安にあたる。長 3.8、幅 1.8 m の塹室墳で南側に耳室もつ。墓室は破壊されていたが、銅鏡 2 面と青瓷神亭壺（穀倉罐、魂瓶ともよばれている）は注目される。

建安廿四年銘の対置式神獸鏡、径 10.5 cm のもの 1 面で、銘は「吾作明鏡宜公卿、家有馬千頭羊□、主□壽□□、建安廿四年（219 年）六月朔廿日青子造」とある。もう 1 面も径 12 cm の対置式神獸鏡であるが、銘はない。神亭壺は胴部に仏像と鳳、瑞獸、魚などの貼付の塑像をもつものである。仏像は圓光背をもち前垂風で衣文に襟の表現はなく、蓮弁様のものの上に座している形をとっている。墓そのものの年代は、鏡の紀年とすぐ結びつけてよいかどうかは問題であるが、後漢末か

らあまり時をおかないころの江東の会稽郡の貴重な資料である。東京国立博物館所蔵の建安廿一年（216年）銘対置式神獸鏡では、「会稽所□□□□□一千也…」の銘があり、現在の浙江省紹興、後漢の会稽郡山陰で製作されたことが明らかである。この鏡では「青子造」とあり鑄鏡者によくみられる「青蓋（蓋）」と関係があるのかも知れない。

五鳳元年墓²³ 南京（呉の首都建鄴）中央門外にある幕府山の一支、張王山の東北斜面に約10mを距てて築かれた二基の塋室墓である。1号墓は全長5.26、幅1.72mの凸字形を呈し、2号墓は全長8.65で甬道、前室、過道、後室よりなる。両墓からほとんど同じ文句からなる塋地券（土地神と墓地の売買契約を結んだその券文）が出土した。1号墓からは径15.2cmの対置式神獸鏡1面、2号墓からは重列式神獸鏡と推定されるもの、径11cmのものが後室より出土した。

券銘は「五鳳元年（254年）十月十八日、大男九江黄甫、年八十。今于莫府山後、南邊起冢宅、從天買地、從地買宅、雇錢三百。東至甲庚、西至乙辛、北至壬癸、南至丙丁、若有争地、當詣天帝。若有争宅、當詣土伯。如天帝律令」とある。塋で作った券は長38.7、幅7.1、厚さ3.1cmで、三行に刻み、字文には朱を塗っていた。

墓主は九江の黄甫が原籍で墓地を南京郊外に作った。漢武帝の元封二年（紀元前109年）、淮南国を改め九江郡を置き、晋武帝が再度改めて淮南郡とした。漢の時の郡治は寿（現安徽省寿县）で、後漢の郡治は陰陵（現安徽省定遠県内）である。墓主は長江の北の出身者である。

漢末三国初、北方地区は戦火による荒廃がはげしく、それに比べて災厄の比較的少ない江南の地へ多くの人々は逃れた。『三国志・呉書孫権伝』に「初め、曹公（操）は江濱の郡県の（孫）権が略するところとなるを恐れて、征して内移（中原へ）を令じた。民は相驚れ、廬江、九江、蕪春、広陵の戸十余万、皆、東、（長）江を渡り江西ついに虚となる。合肥以南、ただ皖城あるのみ」といったあり様であった。東呉の名臣60人中、中原からきたものが半数を占めていたという。後にのべるように、永嘉の南渡といわれ西晋末の時代にも華北から移住した人は多かったのだが、孫呉の当初も北から移住してきた人の多かったことが窺える。

南京五塘村2号墓²⁴ 1号墓と3.5m距てて並列する双凸字形塋室墓である。前後室ともドーム形（穹窿頂）天井、全長6.39m、甬道、前室、過道、後室よりなる。前室より対置式神獸鏡、径12cmのもの1面が出土。銘に「甘露元年（265年）六月廿七日□□臣作」「位至三公」とある。青瓷器がある。

南京市東善橋‘鳳凰三年’墓²⁵ 小さな山の頂ぎで発見された凸字形塋室墓で全長6.65m、甬道、前室、過道、後室からなる。前室最大幅2.06m。用いられた塋の中に紀年のあるものがあり、「鳳皇（凰）元年（272年）十月作」とあるものと「鳳皇（凰）三年（274年）作」とあるものを含んでいる。前室の片側に塋で作られた祭台があり、そこに青瓷器の類が中心にあった。後室からは青瓷器の燈明皿のほかは、径11.8cmの対置式神獸鏡が1面あっただけである。鏡の銘は「赤烏六年（243年）五月丙午、[朔]二十日造作山(仙)明竟(鏡)服者吉羊(祥)」とあり、鏡

は30年ほど伝世したものである。また前室から神亭壺が出土している。

南京江寧県上坊稜角山‘天册元年（275年）墓’²⁶ 呉の揚州丹楊郡にあたる。甬道左右に耳室、前室の西側に耳室、過道、後室からなるこの時期、地域には珍しい多室墓で全長9.5mを測る。用いられた磚のなかに銘「天册元年七月十八日與侯、師李椎、作壁」「天册元年七月」「與侯」とあるものを含んでいる。青瓷神亭壺は、胴部に上下二層に圓形光背をもった蓮花坐仏や麒麟、熊の頭などを型で押し出したものを貼りつけている。また磚の面に蓮華文が表出されているのは、南京地区でみつかったうち最も早い方のものだと報告者はいう。赤烏四年（241年）孫権は南京に最初の大寺廟‘初建寺’を建てたと伝えられている。

孫呉のいくつかの紀年をなんらかの形で明確にできる墓葬と鏡をみてきた。揚州の地区のものがほとんどで、呉のもう一方の中心である湖北・湖南のものを見ておく。

湖北省武昌任家湾鄭冢墓²⁷ 前室と前室からつづく左右耳室、後室からなる全長6.88mの埴室墓。鉛地券に「黄武六年（227年）十月戊戌朔、十日辛未、呉郡匭子鄭冢、年七十五、以元年六月、□□□江夏沙羨縣物故、今從主臬買地立冢、□□比東比西比南比北比合四畝半地、直錢三萬錢、即日交畢立此証、知者東王公西王母、若後冢安□□者……」とある。鄭冢という人物は原籍は東呉の揚州呉郡であったが、湖北省夏口に墓地を四畝半購入し、錢三萬錢を支払い、東王公、西王母を証人として券を立てたという意味と解されよう。後室の木棺内頭部側から「位至三公」銘獸首鏡1面が出土している。

湖北省鄂城鄂鋼西山鉄礦工地 M105²⁸ 甬道・前室・後室からなる。前室両側と後室から各1面鏡が出土した。前室からは「黄龍二年（230年）七月丁未朔、七月癸丑、大師鮑豫而作明鏡、玄凍三（商）、滅絕乎穢、服者高遷、位至竹帛、壽復〔金石〕也」の銘をもつ径13cmの重列式神獸鏡と「位爵明公」「大日天子」の銘をもつ径17cmの夔鳳鏡が出土している。後室からは径10cmの「位至三公」銘獸首鏡が出土した。

黄龍二年鏡に登場する鑄鏡師の大師鮑豫は、黄初四年鏡に見られる会稽師鮑や黄武六年鏡に見られる会稽山陰師鮑唐と同族の人物かとも思える。

湖北省武漢市475号墓²⁹ 甬道、前室と前室中央につづく左右の耳室、過道、長方形の後室からなる埴室墓。プランは先に触れた江西省南昌市高榮墓、湖北省武昌任家湾黄武六年鉛地券墓と同じである。前室甬道近くから鉛地券が出土し、その銘は「永安五年（262年）七月辛丑朔、十二日壬子、丹楊石城都綱□□校尉彭廬、年五十九、寄居沙羨縣園物故……」とある。□□校尉であった彭廬は、本籍は揚州丹楊郡石城（現在の江蘇省馬鞍山市東南10km）であったが、孫呉の荊州江夏郡夏口（現在の湖北省武漢市）に土地神と売買契約を結んで墓地を購入し、契約の券を副葬している。他に鍍金した仏像のあることが報告されている。

呉墓の特色 孫呉の墓葬の特色は、墓のプラン、副葬品としての鏡、神亭壺、墓主の出身地と墓の所在の関係、副葬品のなかに登場する仏像の出現などが注目される。

1991年までに調査された2000基以上の呉墓の中で、左大司馬右軍師にまでいたった朱然墓が身分・地位は最高である。孫堅の血族、孫権の従兄の子、孫鄰は威遠將軍に任じられた。高榮もランクは將軍クラスの人物である可能性はあると思える。□□校尉彭廬などは軍隊の部隊長クラスに相当しよう。例としてあげたものの中には、身分のはっきりしない人もいるが、墓の規模、プラン、副葬品からみて似かよった人達ではなかったかと思える。

墓のプラン おおまかにいって2通りである。一つは湖北・湖南・江西などにみられる高榮墓タイプとでもいうべきもの。甬道、前室、前室中央から左右につづく耳室、(過道)、後室という形をとる。もう一つは江蘇・浙江を中心とする甬道、前室、(過道)、後室といった凸字形あるいは双凸字形埴室墓で朱然墓を代表とし得よう。前者は耳室のつく位置が少しことなるが、中原の魏墓のプランにも共通するものがあり、後者は江東の特色ともいいかえられる。

神亭壺 揚州(江蘇・浙江)に出土が限定されるようである。神亭壺はその先は漢代の五連罐からスタートしたといわれるが、広東や広西では漢代揚越の人々の墓からは、墓坑底に腰坑を設けそこに壺を副葬する風習があった。商代、商人達は、墓坑底に腰坑を設け、その中に狗を殉葬した。商の王陵クラスの墓坑底に設けられた腰坑には、多いものでは四隅と中央の5ヵ所にあり、その中に石戈をもった人物が狗を連れて埋められている例もある。腰坑の中に埋められた狗は、大地の邪霊のはらいの役を果たした。あるいは『三国志』魏書卷三十烏丸鮮卑東夷伝の烏丸の項にあるように、ここでは死者に副えて狗を葬る風習があった。狗は死者の靈魂を聖なる山と考えられていた赤山へ導く役割を果たしたと書かれている。

漢代揚越の人々が腰坑に入れた壺は、死者の魂をその壺を通して死者の靈魂の集る世界へ導く役割を果たしたのではないかと考えられている。³⁰ 東吳から西晋にかけて特有の形態をとる神亭壺は、壺の口縁より上に門や家屋が設けられ、鳥や端獸あるいは神仙、なかには仏の形をとる像などが数多く塑像で作られている。壺の胴部にも水生動物や蛇、端獸、騎馬(仙)人像、仏像などの貼りつけ文をとまなう。青瓷のことが多い。壺に表現されたのは死者の靈魂がそこにたどりついて安らぐとイメージされたのではないか、その壺中をくぐり抜けることによって、死者の魂は浄化され、祝福された世界にたどりつくイメージされていた。表現された仏像の位置が時がたつにつれて、胴部の貼りつけ文から、壺の口縁より上の門や建物のある場所に並んでいる人物の中にとり込まれていくのをもみても、仏教という浄土の世界ともいうべきものへ、壺の中をくぐり抜けて到達するという考えが江東には、揚越の風習を受けつぎ発展したのではないかと考える人もいる。神亭壺の中には穀物を入れているのがあるのも、その浄土世界へいたる期間の死者の靈魂の食べ物とも考えられる。揚州にはみられても、荊州には見られぬ風習であるといえる。

仏像³¹ 長江上流域の四川省樂山の麻浩の後漢時代崖墓の入口の上に、仏の浅浮彫がある。四川特有の揺錢樹の中にも、切絵風に表現された本来は西王母の位置に、仏像表現になっているものがある。長江中流・下流域では、同じく切絵風表現からきたと思える夔鳳鏡の類で、大きな

四葉の中に仏像表現が、後漢代と思えるがあらわれる。この類の鏡で残念ながら紀年をもっているものを、これまで知らないが、後漢から東呉にかけてであることはまちがいない。神亭壺に表現された仏像は、紀年埴をもつ墓からでたものがいくつかあり、先にもあげておいた。そのほか埴の文様に蓮華があるとか、鍍金仏像が出土しているという報告にも触れておいた。

長江上・中・下流の地域で仏像が、後漢のある時期から孫呉の時代にかけて、鏡、神亭壺などを含めて表現されていた。土着の東王公・西王母といった神仙世界の中に、最初はそつとまぎれこむように、やがて場所によってはとってかわるといふ形をとるまでにいたるといえるかも知れない。

私が20代に調査した前方後円墳で、京都府向日市寺戸大塚古墳がある。後円部竪穴式石室の中から三角縁三仏三獣鏡が出土した。森浩一氏の調査した京都府園部垣内古墳出土鏡とは、同型鏡である。そのモデルとなったものは、奈良県新山古墳から出土した三角縁三仏三獣鏡であろう。梅原末治先生が自分で手拓された拓本を見せて下さって、「近藤君見たまえ」といったのを昨日のことにように思い出す。王仲殊氏は三角縁神獣鏡の中に仏像表現のあるものを取りあげ、長江流域に表現された仏像の存在を指摘し、三角縁神獣鏡が江南の鑄鏡工人の手になったものであることの重要な証拠の一つとして指摘された。

仏像表現の存在は漢代長江流域に限られているものではない。痕跡は少ないが、山東省沂南画像石墓の中室の柱の一つに圓光背をもつ人物像の存在することなどもよく知られた事実である。

銅鏡 孫呉の世界に住む人々は、かなり多くの人々が華北から長江を渡って江南に移り住んだことは先に墓誌や木刺・木謁の籍貫から、文献をも参照してのべたところである。また揚州会稽山陰から荊州武昌に移った鑄鏡師だけでなく、部将や一般庶民も江東から夏口近辺に移住した人や、華北や荊州などから揚州に移動した人など、少しの資料を垣間見ただけではあるが複雑である。そこでは銅鏡は副葬されていても、基本的に夫妻合葬墓で、夫も妻もそれぞれ1面ずつ所持することを基本にしていること、身分のある人では、それは木方などに記された副葬品リストにあるものと数が対応し、絹の鏡囊に入れられ、他の化粧道具と一緒に漆奩に納められたものであることなど漢代とも中原の同時代の魏とも共通したとりあつかいであることがわかる。鏡としてはすでに王仲殊氏や、徐萃芳氏によって指摘されているように対置式神獣鏡や重列式神獣鏡や画像鏡の類が多い。しかし夔鳳鏡や規矩鏡の類もみられそれを所持している人の出自が高榮のようにもと後漢の沛国相県（三国魏譙郡相県—現安徽省淮北市西約12km）といった華北の人も含まれていて、単なる鏡の平面的な分布だけでは江南から出土するものはみな江南で製作されたものだというような考え方は実態を正当に把握したといえるのかという問題が存在することを指摘しておきたい。また漢代あれほど盛行した玉文化が、魏は文帝の薄葬令を尊重したせいもあろうが、呉でもぶつりと姿を消す。不老不死が仙薬の摂取や自力で達せられるとする思想の変化をそこに見出すことができよう。これも仏教思想の影響と見る考え方もある。

呉の紀年の問題

呉の紀年をもつものには、墓埴、買地券（埴地券、鉛地券、錫地券）、銅鏡、青瓷器（虎子、羊、神亭壺）、竹簡、木簡などがある。孫権の黄武元年（222年）から帰命侯の天紀四年（280年）まで紀年をもつものを集めてみた。

孫権の時代は紀年をもつものは銅鏡が中心である。鉛券と青瓷虎子が各1列あるいがい25例すべて鏡である。王仲殊氏が主張するように「黄初」紀年鏡も含めるとさらに6面増加する。年代ごとの製作枚数は、黄武鏡8＋（黄初鏡6）面、黄龍鏡6面、嘉禾鏡3面、赤烏鏡10面となる。黄武元年から黄龍二年まではほとんどの年の紀年鏡があるのに対して、赤烏では元年に6面と多数を占めている。

侯亮の時代 埴地券や仏像を伴う神亭壺が登場する。紀年鏡は太平元年（256年）だけに5面と集中している。

景帝と帰命侯の時代 墓に使用した埴に紀年があらわれる。紀年のかなりの部分を占めている。他に青瓷神亭壺、青瓷羊、青瓷仏飾奩、釉陶仏像、鍍金仏像飾、鉛地券などがある。紀年鏡も永安元年（258年）、宝鼎元年（266年）、鳳皇元年（272年）とありその他の年にも散見するが、元年という意識が続けて働いているようにも見える。

元年に集中していることや、孫権の呉国確立の早い段階に紀年鏡の多いこと、埴室墓の埴に紀年が使用されるようになるのは、呉の時代も後半になってからであることなどは、何か意味があるのだろうか。それともたまたまでまったく意味がないことなのだろうか。

紀年鏡の下賜 湖北省鄂城五里墩14号墓から出土した黄初二年（221年）同向式神獸鏡³²の鈕上には、鑄造後タガネで「上大將軍校尉李周鏡」と二行に刻んである。湖南省長沙走馬廊などのものと比較すると、木簡を書きなれた人の手になるような趣がある。大阪の久保惣記念美術館所蔵の黄武六年（227年）重列式神獸鏡でも鈕の上に「上大將軍士張興竟（鏡）」と二行にわけてタガネで刻んである。さらに大阪市立美術館蔵の黄初三年（222年）同向式神獸鏡の鈕の上には、「張榮」と所有者の刻銘がある。なお東京大学文学部所蔵の同向式神獸鏡³³は、鏡の外圏に銘をもつが解読できない。鏡の周縁に刻銘「將軍□□司馬□□□□」があると西田守夫氏はいう。また弩には後にのべるが校尉董嵩の士、陳奴とか都尉董嵩の士、謝拳とある。

これらの資料では、明らかに呉にしかなかった‘上大將軍’の將軍号があり、鏡の所有者である校尉李周とか士の張興は上大將軍の武将である。張榮も彼等と似たような立場にあった可能性は高い。

一方、浙江省金華古方³⁴（呉の揚州会稽郡東部都尉にあたる）の27号墓と28号墓は、4mの間隔で並列している平面凸字形の埴室墓である。27号墓の埴のなかには、「甘露二年（266年）」「甘露卿相」「將軍□功二千石」「工甲大吉」などの印模のあるものがある。鏡はない。隣の28

号墓からは「工甲大吉」と同じ埴銘をもつものがある。副葬されていた対置式神獸鏡(径 12.5 cm)は「永安七年(264年)六月三日、將軍楊勳所作鏡、百連(鍊・凍)精細、服者萬歲、宜侯王公卿」の銘がある。27号墓と28号墓は將軍楊氏一族の墓であろう。

前段の資料では鏡の所有者は上大將軍の部将である校尉李周とか、士の張興であり、張榮もまた先の二人と似たような立場であった可能性は高い。これらの鏡の製作は黄初二年(221)・三年(222)、黄武六年(227)と呉の孫権が呉王から呉帝に即位する前後に集中している。

建安二十五年(220年)春正月、曹操は死去し長男曹丕が代って漢の丞相となり、「延康」と改年した。同じ年の冬献帝から位を譲られた形をとって曹丕は魏帝の位についた。文帝である。改元して黄初とした。黄初二年四月劉備が蜀帝の位に即いた。孫権は公安から鄂に都を遷し武昌と改名した。文帝は十一月孫権を呉王に封じた。この黄初二年には劉備が軍を帥いて呉に攻め、陸遜や朱然がこれを防いだとある。黄武元年(黄初三年、222年)秋九月、孫権は魏文帝と開戦の口火を切った。將軍全琮、徐盛らの活躍があったとある。黄龍元年(229年)四月孫権は呉帝に即位した。秋九月に都を建業に遷した。上大將軍陸遜をして太子の登を輔せしめ、武昌の留事を掌握せしめたとある。文脈から、当時最も重視された陸遜が、鏡の鈕上に刻された上大將軍で、校尉(部隊長クラス)李周や、士の張興、(士?)張榮らは陸遜の部下の部将ではなかったかと思える。

黄初二年・三年・四年鏡は会稽山陰の鏡製作者によって作られたものだという王仲殊氏の説は聞くべき妥当なものであろう。この時呉の孫権の立場は微妙で、劉備と荊州を争い、建安二十四年(219年)には関羽を殺し首を魏に送った。魏文帝と和を結び一度は文帝から呉王に封じられた。太子登を魏首都洛陽へ人質にだすよう要求されてついに魏との好を断つ。元号を建て黄武と改年するがしかしなお呉帝の位には即かないという時期が黄武という時期である。

將軍に孫権が下賜した品物の中に、首都にした武昌で会稽山陰(浙江省紹興)出身の青銅器製作者達の手になる銅鏡を含んでいた可能性はあろう。あるいは魏への献上品の中に呉地の特産品のあったことが、『三国志・呉書』卷四十七「呉主伝」第二の『江表伝』に「雀頭香、大貝、明珠、象牙、犀角、瑇瑁、孔雀、翡翠、鬪鴨、長鳴雞」とみえるが、魏の元号を入れた銅鏡の献上もあり得たかも知れない。

上大將軍の陸遜が蜀とのたび重なる戦いで朱然らとともに功をたて、その時、孫権から下賜された鏡を部下の功をねぎらうために手わたしたということも十分ありうることであろう。征北將軍朱然の士、王勇の刻銘入りの弩³⁵も武勳により下賜された可能性がある。朱然の征北將軍であった期間は黄武元年～黄龍元年の間であった。

後半の將軍楊勳所作鏡というのは、陳氏とか張是といった普通、作鏡の上に加えられた姓氏は、鏡の注文者ではなく、鏡の製作者であった。だから「上大將軍校尉…」とかといった風に鏡の鑄造後に、鏡の所有者は自己の姓氏・身分をタガネで刻することにもなるのである。「將軍楊勳所

作鏡」といういい方は、鏡を作らせた側を明示した珍しい例である。先の例を考えあわせると、「卿相」「二千石」とか鏡銘から金華古方M 27・M 28号墓の被葬者は將軍楊勳と直接関係のあった人物の可能性が高いとは思うが、東京大学蔵品の鏡縁の『將軍』・『司馬』などとも考えあわせると三国呉の地では王（帝）からの將軍に対する下賜品の中に、あるいは將軍から部下の功あった武將に対して、銅鏡や弩を下賜する風習のあったことが、以上の諸例からみてとれよう。紀年鏡であることの意味も、その行為のいつ、いかなる時に功を立てたのかという裏づけの一つとして利用されたかと思える。紀年鏡そのものは鏡のなかでも出来栄えの特に良いものでなくても良かったとも思える。

呉の青銅器生産体制 では呉での青銅器の生産体制はどうなっていたのか。鏡銘でみる限り黄初鏡や黄武・黄龍鏡には会稽山陰師唐豫、鮑、鮑唐などが登場する。黄武鏡には大師陳世嚴、陳世、赤烏鏡には師朱西が見受けられる。赤烏元年を最後にして鑄鏡師の姓名はみられなくなる。「吾作明竟」「造作明竟」としか記されていない。魏のような左・右・中の三尚方の存在を示す手がかりはない。魏と同じように『歴代著録吉金目』で呉の銘をもつものを、鏡と弩について調べた。鏡は先の知見に新しいものをつけ加えることはなかった。興味深いのは呉の紀年をもった弩の例がひとつもないことであった。しかし出土例ではいくつか知られている。

弩は戦国時代発明され、以後、最も優れた長距離用兵器として各国で重視された。法的整備の最もすすんでいた三晋（韓・魏・趙）では、武器の生産・管理体制が最もととのっていた。三晋でおこった法家思想と人を受入れ、最も合理的国家づくりに力をそそいだのは秦国である。丞相商鞅らは秦の国力増強に大きな役割を果たしたが、武器の生産・管理体制も、秦は三晋のやり方をうけ入れた。南越国文帝墓³⁶出土の戈が秦から約200年間伝世したものであることは、戈の柄にさしこむ莖にあたる部分一内一に鑄造後刻名された、相邦（丞相）張儀を最終責任者とする青銅武器の生産・管理体制からわかったことであった。

漢代は秦代のあり様を基本的に受け入れた。武器ではとくに青銅弩のひき金部分（弩機）に生産・管理体制を刻名している。もう一つは漆器である。

とくに弩は武帝の対匈奴戦の政策から母馬と弩を匈奴の手に渡らぬようにする馬弩関の禁に代表されるように特に重視されたと思える。そのことは弩のひき金部分の郭面に刻された生産・管理体制によくあらわれている。後漢では書言府、考工所、中尚方、河東銅官などの官署とその機構内の監督者、役割分担した工人達が刻されている。

漢のシステムや工人をそのまま受けついだと思える魏では、後漢にはすでに出現したと思える中尚方にヒントを得たのか、尚方を左・右・中の三尚方にわけ、製造する分野を違え用途別に稼働したことは先にのべた。弩は左尚方・中尚方のもとで製作されたことも先に述べた。

呉ではどうであったか。呉の弩の銘をもった資料を列記する。

江陵紀南城出土黄武元年（222年）弩³⁷

郭面後端 [藏] □□□□枚黄武元年七月圜師陳香臂師 [畚] 李

望山左 校尉董嵩、士陳奴弩

縣刀左 都尉董嵩、士謝拳弩

縣刀右 陳香

とある。弩を作った工人は陳香と臂師（魏では臂匠の下に臂師がいた）畚李で、その弩を校尉のとき董嵩が士の陳奴に与え、都尉の時に士の謝拳に与えたものと理解できようか。

さらに南京象山で発見された「晋振威將軍鄱陽太守」であった王建之と奥さんの劉媚子の合葬墓³⁸から発見された2個の弩のうちの1個がある。東晋咸安二年（372年）四月廿六日合葬したと墓誌にある。

銘は郭面に「黄武六年（227年）八月、司馬馮圖、師（師）吳舉作弩、銅教敵要引繫師（師）刑□王隋省付藏、吏吳厚」と刻してあり、望山の側には「恬哺劉晋弩、銅□□□□」と刻している。この弩は145年間伝世していたことがわかる。呉が西晋に滅され、人の手から手にわたって北来の晋人がもったまま江を渡ったのか、渡江した東晋の將軍である王建之がなんらかの功によって手に入れたのか、それは知るよしもないが、精巧で緻密な弩のひき金部分がとても大事にされたものであったことは、この一事からも推測される。

なお鎮江市咸康元年（335年）墓出土弩³⁹では

縣刀に「嘉禾六年（237年）十月、[師] 陳太、[臂] 圃生口、直（直）一万、司馬、王隋平」と刻されている。

弩の銘から読みとれる呉の武器生産体制は、軍の最高責任者の位である司馬の管轄下に置かれていたことが理解できる。

魏が漢の制を受け入れて、宮廷の御物を製造する少府のなかの尚方（左・中）に武器（弩）の生産をまかせたのに対して、呉では軍事体制の最高ポストの一つの司馬の管理下に弩の生産を置いていた。呉の青銅器生産体制が魏と同じように左・右・中の三尚方制をとっていたのかどうかは、これまで知られている呉の青銅器の銘をもつものからは、資料がなくて不明である。鏡については魏では右尚方や陳是、顔氏といった公的機関と鑄鏡師の個人の姓がみられるのに対し、呉では鏡に関しては鑄鏡師の個人の姓しか最初から現れない。大師と師の区別は匠と師の区別に対応するものであろうか。鑄鏡に関しても魏と呉では生産体制のちがいがあったということを示していると思える。

走馬楼の木簡⁴⁰ 1996年、湖南省長沙市走馬楼街西南側の湖南平和堂商貿大廈建設現場内のJ 22古井窖から、一群の三国時代孫呉の紀年を含めた木簡や竹簡が10万枚というこれまで中国で発見された木簡や竹簡の総数9万余枚を1カ所の出土だけでしのぐ発見があった。現在も整理が進行中とのことであるが、2400枚前後の木簡の整理が終ったあとさらに1万枚近い竹簡の積文が整理されたとして簡報が報告されている。

1997年に整理された木簡の内容は孫権の嘉禾年間(232～238年)の佃田租税券書を中心としている。新たに整理された竹簡を含めると紀年のあるもので最も早いものは後漢建安二十五年(220年)、最も早いものは呉嘉禾六年(237年)である。

鏡の紀年のことがよく問題になる。一番問題にされたのは景初四年三角縁盤龍鏡(龍虎鏡)であろう。『三国志』によるかぎり、景初は三年まで(それも十二月の後にさらに1ヵ月を加えるというイレギュラーな年であるが)で、景初四年は実在せず、改元するという皇帝の専権事項に対して、皇帝のお膝元で情報の混乱など生じるはずはなく、改元されたことをすぐにキャッチできない遠隔の地、例えば倭国で景初三年の次は当然四年の筈だとして作られた鏡だから、あり得ぬ元号をもった「景初四年」鏡が存在するのだ。従って魏都洛陽の製作ではなく、倭地(国)での製作を示すものであると主張されている。

中国領土内でも、漢の周辺地域、たとえば居延漢簡などでは比較的に見られる現象でもある。こういった点に関して孫呉の竹簡で紀年に関して興味のあるデータが報告されているので少し記しておきたい。

一は黄龍四年に関してである。

「黄龍四年二月五日閔邸閣」と竹簡(12-6332)にある。

『三国志・呉書・呉主伝』によれば、黄龍三年十月に「会稽の南、始平に嘉禾生ずと言う」とあり、又同年十二月丁卯(二十九日)にいう「大赦、明年の元を改める也」と。すなわち黄龍は三年までで四年はない。黄龍四年とは実際は嘉禾元年(232年)なのである。竹簡には黄龍四年、少くとも二月五日になってもそう書かれていることがわかる。当時、呉の首都は建業(現南京市)であり改元の情報が伝わるのが、周縁の長沙には遅れたといえるのか。副都としてこの頃、湖北省鄂城(武昌)が荊州の中心で上大将軍陸遜が太子の登を守って武昌留守に任じられていたことは先に触れた。鄂城と長沙の間は約300kmである。建業と武昌の間は直線で約416kmと大差はない。長沙が周縁だからという考え方は通りにくいと思う。副都には当然情報は伝わっているだろうと思われるがどうか。

一は建安と黄武の関係である。竹簡には

入吏所備船師梅朋、建安廿五年、折咸米六斛(6-2263)

入口郷伝卒付、建安廿六年、限米廿四斛(6-1843)

入吏番観所備船師何春、建安廿七年、折咸米四斛(6-2277)

其二斛八斗税□昭勉□□陳晋、黄武元年米(6-2178)

『三国志』によれば建安二十五年三月、魏王になった曹丕は延康と改元した。同年十月漢より権力を篡奪した曹丕は即位して魏文帝となり改元して黄初とした。その時孫権はまだ元号を建てていない。黄初二年八月「魏文帝踐阼し孫権に命じて藩を称せ使む」とあり、又十一月に「魏、策して孫権を封じて呉王為らしめ九錫を加う。この後双方常に交通せり」と。ここにおいて研究

者は多く、その時孫権は魏黄初年号を奉じたという。建安二十五年に孫権は魏の黄初年号を奉じたという見解もなかにはある。

いずれにしても孫権支配下の長沙では黄初の年号をまったく使用しておらず、後漢の延康の年号も使用していない。後漢の献帝の建安の年号を使用しつづけており、二十七年にまで至っている。この年十月、孫権はついに黄武という元号を建てた。曹丕が漢から権力を篡奪して魏を建て、孫権が王を称して改元するまで2～3年の間、魏の元号を奉ぜず後漢の建安の年号を用いつづけていた。このことは蜀でも同じであったことは、先に三角縁神獸鏡の本を書いた時に論じた。⁴¹『呉主伝』黄武元年には「初め、孫権外は魏に托事し、而して誠の心は欲（款）せず」とある。外と内では元号の使いわけを行っていたとこれらの竹簡は証明するものであるといえる。

すると黄初二年・三年・四年鏡の存在と、それが鄂城（当時の副都武昌）で発見されていることは、何を意味するのだろうか。しかも先にのべたように鄂城出土の黄初二年重列式神獸鏡の鈕上には、明らかに呉にしかなかった‘上大將軍’の將軍号がタガネで刻まれている。鏡の所有者李周は、呉の上大將軍（陸遜と先に推定した）配下の一部隊長（校尉）で魏の元号の入った鏡、その鑄鏡者は揚州会稽山陰（現浙江省紹興）の出身で、命により鏡を作ったと銘にあるものをもらった。あるいは手に入れた。当時、魏は江南を犯そうとする姿勢をくずさず、呉の武将の中には反旗を翻して魏に呼応するものもで、その討伐に呉側は力を裂いていた。その年冬十一月蜀使が呉に來聘し仲直りのきざしが見える。そんな時点での黄初二年や三年鏡を呉の武将のもつ意味に何があるのか。孫権は曹丕から呉王に封じられているので、配下の部将も最終的に論功行賞の際は文帝の裁可がある。その時、魏の元号の入った呉より献上された鏡をそえて賜わりものを下したものであろうか。呉王が文帝の立場を代行したこともあり得たか。魏の元号が入っているから魏の鏡だという風にもいかないのかも知れない。

もう一つこれは鄂城から出土した太平元年（256年）対置式神獸鏡⁴²には、内区の半円方形帯の方形部分に「太平元年、歲在□□」とある。さらに周縁に銘帯があり「□□四年、造作明竟（鏡）、可以昭明、服者老壽、宜公卿、居□如此、樂未央」とある。太平元年は孫亮の年号で元年と2年しかない。他にも太平元年の紀年鏡は存在する。しかしこの鏡には周縁に「□□四年」と判読された年号をももっている。太平に先立つ五鳳も建興も2年ずつしかなく、四年という数字の前の□□の元号が何かを判断する手がかりはない。しかし異なる元号をことによると1面の鏡に鑄出している可能性はあるということを指摘しておきたい。

ずるずると呉の紀年の問題で新出資料を中心に、かねて疑問に思っていることをのべた。先の魏の紀年のところで例にあげた文帝の弟、曹植の墓の修治の場合も本来二月丁酉以後は青龍と改元されていてしかるべきなのに太和七年三月十五日と埒にはあった。端的に言えば皇帝や王の足もとでも改元の情報はすばやく、行政機構の末端にまで必ず伝えられたものであろうかという疑問である。どうも元号にそれほど当時のシステム内では神経質ではなかったのではないか。そう

いった疑問が以上のような資料を検討してみる時、浮んでくる。

西晋の墓制と鏡

司馬懿仲達は明帝死後、魏の少帝芳の後見を曹操一族の曹爽とともに明帝の死直前の遺言によって果たす。しかし策をもって曹爽の三族を誅し、実質的な晋王朝への道を開いた。懿の長男は司馬師（字子元）、次男は司馬昭（字子上）である。師は母丘儉、文欽の乱の際に目の病がもとで死去、弟の昭は高貴郷公の乱を利用して元帝を立て、進められて相国となり晋公に封じられた。この昭の長男司馬炎（字安世）が泰始元年（265年）冬十二月丙寅即位し、南郊に壇を設け上帝に告類し、大赦改元した。魏元帝を陳留王に封じ、邑万户、鄴の宮に居らしめ、その他の魏氏の諸王はみな県侯におとした。魏から皇帝権を奪った。蜀漢も炎興元年（263年）には滅んだ。

西晋武帝の泰始二年「十一月己卯、倭人來りて方物を獻ず。圓丘、方丘を南、北の郊に并べ、二至の祀りは二郊に合す。」と『晋書』卷三、「帝紀第三武帝」に見える。倭国の女王壺与の遣使である。

紀年墓をみると華北では北京市順義県大營村の「泰始七年（271）夏四月作塼」の紀年塼をもつ墓⁴³から、径15.2cmの方格規矩鏡で「青同（銅）之竟（鏡）明且好□（服者）長生買者□（大富）」があるものを伴っている。古鏡の研究では匚字形がこのままのむきだと日本製だといった考えもあったが、この鏡も本来の匚形とは逆であることは注意されよう。8基の塼室墳が同じ封土内にあったと報告されている。すべてで銅鏡8面と鉄鏡1面が出土しているが、銅鏡は位至三公鏡2面、連弧文鏡2面、獸首鏡1面、鳥文鏡1面、方格規矩鏡1面からなり、当時の北京周辺での鏡の傾向を窺えよう。

西晋の首都洛陽から墓中に墓誌を伴い、それから紀年のわかる資料が3例ほど知られる。

太康八年（287年）墓⁴⁴ 長大な墓道をもつのを特色とする正方形に近い墓室に短い甬道がつき、両開きの石門を設けた塼室墓。石門のそと墓道との間に塼を用いた甬道をつなぎそこも塼で封じている。盗掘され破壊されているが、墓室内に圭形の墓誌の一部が残っていた。銘には方格内に隸書風で五行に「大康八年（287年）、乙巳朔歲、晋故中郎、光人姓国、文伯事（諱カ）」とある。墓誌上部に円形の孔がある。

元康九年（299年）徐美人墓⁴⁵ 主室の正方形が外側に少し胴張りする以外は長大な墓道をもつこと、甬道で二重に封門されていることなど先の太康八年墓と共通する塼室墳である。主室入口からみて右側に塼(?)で囲まれた長方形の空間内に圭形の墓誌が立てられた状態で出土した。

豎行を刻んだ中に隸書の字体で、表裏に長文の銘を刻んでいる。恵帝の皇后賈氏の乳母であった徐（義）美人の墓であることがわかる。出自は城陽郡東武の人（現山東省諸城）であったが父

母兄弟が郷里の荒乱の中で死亡し、流離して太原人徐氏の婦となったとある。賈氏の乳母として、後おおいにそれを徳とされた。賈皇后から葬に臨んで500萬錢、絹布500疋が下賜されたとある。78歳で元康八年(298年)四月廿四日死去、元康九年(299年)二月五日この墓に葬られた。盗掘破壊されており銅刀、鉄刀、土器類など一部が残っているだけで鏡は先と同じくこの墓からも出土していない。伴出している銅銅には「咸寧元年(275年)十月二日右尚方造……」銘がある。

永寧二年(302年)孫世闡墓⁴⁶ 墓誌が出土、隸書体で「晋前尚書郎、北地傳宣、故命婦、秦國士、翊軍府君之女」とある。墓道、甬道、正方形プランの前室、北側に耳室、過道、長方形の後室からなる。ここからも鏡の出土はない。

他に塼を用いて部屋を作らず、洞室のみのもの40基があり、塼室を築いているもの14基と晋代の洛陽での墓制の主流が洞室墓にあったことを窺はせる。

一方、呉を平定した後の江南を中心とする西晋代の紀年墓はどうであろうか。

南京獅子山江寧索野太康元年(280年)墓⁴⁷ 前後室、双凸字形プランかと思える。塼の銘に「姓朱江乘人居上描(?)、大(太)歳庚子、晋平呉天下太平」とある。径13cmの対置式神獸鏡1面、周縁の銘は「…有此鏡吉…」のほか判読できない。神亭壺が出土している。呉の首都に近いところで呉が滅びた直後に「晋が呉を平らげて天下太平だ」という意味の文句をもった塼で墓をつくるというのは、当時の江東の雰囲気を知るのに良い。

安徽和县小周村太康九年(288年)墓⁴⁸ 王子崗と呼ばれた高さ25m、長さ約2.5kmの丘陵の北斜面に発見された。全長6.18m、墓門、前室、前室から片側に耳室、甬道、後室からなる。後室両側壁はかるく胴張りする。楔形塼の側面に「太康九年九月二日□周明造作」と型押しされている。後室に両棺を置く。東(右)が女性、西(左)が男性、頭もとにそれぞれ銅鏡各1面をおく。1面は対置式神獸鏡で外区に銘「黄龍元年(229年)五月壬申造作、明鏡高懸、服氏君子、長樂未央、□鏡者□□□」とあり径は12.1cm。もう1面は対置式神獸鏡で径は11.8cm。方枚上に銘があるとのことであるが判読できない。内区1ヵ所に王字形飾りが他の三神の位置にくる。またどちらの鏡が、どちらの人物のものかわからない。鏡は59年伝世していることがわかる。貨幣のなかには大泉當千、大泉五百、五銖、剪輪五銖、鵝眼錢と1枚直径1.7cmの直百錢が識別されている。直百小錢は建安十五年(210年)蜀地で鑄造されたものである。西晋統一後も江南では呉や蜀の錢貨が流通していたと考えられようか。墓主の身分を明かにする資料はないが、墓の規模を比較すると官秩千石前後、あるいは南京と江を隔てて相のぞむ歴陽県に位置し南北の交通の要衝を占めていた地での富豪かという。

江蘇省宜興1号墓・2号墓⁴⁹ 1953年南京博物院は、宜興県城内の周墓墩を調査した。南北長140、東西幅50m、上部に4個の4~6mの高さの土墩があった。前年1ヵ所の墓頂が破壊され一部の文物がもちだされた。1号・2号墓は28m離れている。いずれも早くに盗掘され

ていた。

1号墓は全長 13.12、幅 4.36 m、墓道、甬道、前室、過道、後室からなる塼室墳。夫婦合葬墓である。平面はわずかに胴張りしている。前室に2ヵ所、後室に1ヵ所の塼台が設けられそこに副葬品が置かれていた。塼の中に「元康七年（297年）九月廿日、陽羨所作、周前將軍塼」、「元康七年九月廿日、前周將軍…」、「議曹朱選、將功吏楊春、工楊普作」などの銘をもつものがある。

議曹は漢代の官名で、郡守を輔佐する。將功吏というのは『晋書・職官志』には見受けない。中央では当時、將作大匠、丞、校といった生産管理体制であったが、地方では議曹、將功吏、工といった体制がとられていたといえる。工は名のある建築技師であろう。1号墓は地方政府が自ら監督して製作したということになる。

1号墓の前室の副葬品は大部分もちだされていた。塼台の上に鉄製環刀1口があった。後室への過道で骨製の梳（櫛）と鉄鏡が1面発見されている。鉄鏡はもう1面あり、径が13.3と15.5 cmとなっている。象嵌や文様の有無についての記載はない。

後室からは鍍金銅帯金具が発見されている。広州大刀山東晋明帝の太寧二年（324年）墓から出土したものとタイプ、文様、出土位置も今回のとまったく同じだと報告されている。南京大学の分析では裏面の成分がアルミニウム85%、銅10%、マンガン5%、表面の成分はカルシウム70%、鉄20%、マンガン10%とアルミニウムの成分の異常に高いことを示している。なお奈良県新山古墳出土の帯金具は、この1号墓出土の帯金具と非常にタイプ・文様が類似していると指摘されている。

2号墓は全長 8.95、幅 3.05 m、甬道、前室、過道、後室からなる塼室墳である。塼台はなかった。平面プランは1号墓のような胴張りは認められない。両室ともドーム型天井であることは共通している。塼に銘をもっているものはない。残っているものには青瓷神亭壺を含む青瓷器が多い。鏡はなかった。子供が墓主かどうかわからないが葬られていたことは確かである。両墓出土の貨幣は五銖銭、王莽代の大泉五十と蜀漢の劉備の直百とが認められている。『晋書・食貨志』に「魏明帝すなわち更に五銖銭を立つ、晋に至り之を用う。改創するところあるを聞かず。孫権は嘉禾五年大錢を鑄、一當五百、赤烏元年また一當千錢を鑄る。…晋中原の喪乱より元帝江を過ぎ、孫氏の旧錢を用い、輕重雜行す」とある。西晋の時すでにそのような状態であった。あるいはさかのぼれば孫呉の時もそのような状況であったことは、高榮墓や朱然墓のところで先に触れたところである。

1号墓の墓主は塼銘にみられる周前將軍と思われる。伝説や『宜興県志』などによれば、周墓墩は晋周處墓だといわれてきた。

周處は三国時代呉の名將周魴の子である。『晋書』卷五十八「列伝」第二十八には周處および子息の玘、玘の子の緄、玘の弟の札、札の兄の子の蕤の伝記が載せられている。それによると周處、字は子隱、義興陽羨の人なりとある。父の魴は後に触れるが『三国志・呉書』に伝記の載せ

られた人物で、呉の鄱陽の太守であった。處は若い時、力自慢でほしいままに振舞い州郡のきらわれものであった。自分を含めた他の二つのきらわれもの、南山の猛獸と長橋の蛟をやっつけたあと、呉の陸雲の忠告を受け入れ精勵し、呉に仕え孫皓の末年には無難の督になっていた。

呉が滅んだ後、晋に仕えた。御史中丞の任にある時、正邪に厳しく剛直な性格から寵戚といえども遠慮をすることがなかった。梁王彤（司馬懿の8番目の息子、師とか昭の兄弟、西晋の武帝の叔父にあたる）が法に違えた時も遠慮するところがなかった。

曹魏の時代から傭兵として華北への足がかりを得るきっかけを窺っていた五胡（匈奴・鮮卑・羯・氐・羌）の一つ、氐の齊万年が反乱を起した時、かねがね周處の剛直を悪んでいた西晋の朝臣たちは「處は呉の名將の子だし、忠烈果毅だ」として彼を第一陣として送りだすことを決定した。また征西大將軍は先の梁王彤がすでに任命されていた。

齊万年の七万の軍と、彤によって5000人で戦うように後続を断たれた處は、詩を賦したあと力戦して没した。惠帝は平西將軍を追贈し、錢百万、葬地一頃（百畝）を賜い、京城の地、五十畝を第（邸）となし、又、王家の近田五頃を賜う。詔して曰く「處の母、年若い、加うるに遠方の人である。朕はつねに気がかりである。それ医薬、酒米を給し、賜うに終年を以つてす」と。三子があり玘、靖、札。靖は早く卒し、玘と札は名を知られた人物となったとある。『周氏家譜』では4子、玘、靖、札、碩となっている。

周處の戦死した六陌は晋の雍州扶風国に属している。現在の陝西省乾県の東約5kmの地である。時は元康七年（297年）正月のことである。博銘によれば同年九月、故郷の揚州呉興郡陽羨（現江蘇省宜興）に帰葬されたかと思われる。

周處は元康六年（296年）十月建威將軍を授けられ、死後平西將軍を追葬された。博銘では‘前將軍’となっている。前・後・左・右の四將軍は位は上卿で、四征（東・南・西・北）・四鎮（先に同じ）・四安（先に同じ）・四平（先に同じ）將軍の上に位置する高級武官である。帰葬にあたって前將軍を加贈され、それが博銘に記されたものではないかと羅宗真氏はいわれる。

2号墓の被葬者はもしかすれば早世した靖かも知れない。

1976年同じ周墓墩から2号墓の手前の3号墓、1号墓のさらに北側にある4・5・6号墓が調査⁵⁰された。

3号墓 丘陵の最南端に位置する。甬道と墓室からなる凸字形塋室墳、全長6.1、幅2.72mを測る。清代に盗掘されたようだ。青瓷盞、灯明皿に使われたと思えるものが2点残っているだけである。

4号墓 双凸字形の平面プランを呈する塋室墳である。石門、甬道、前室、過道、後室からなる全長11.3、幅3.54mを測る。前・後室とも胴張りのプランとなっている。前室北（入口からみて右）側に石案（机）、後室入ってすぐに石案をすえ、その後に長さ3、幅2.6、高さ0.1mの塋で作った棺床を設けている。使用された塋の中に銘「永寧二年（302年）七月戊寅朔十三日

庚寅」江寧周令関内侯之塼」とある。盗掘されていたが、胴部に神獸を浮彫りした青瓷辟邪尊、金簪を含む金製品6点などがあつた。

永寧二年(302年)は十二月に太安と改元されている。七月はまだ永寧の元号が用いられていた。また『晋書・職官志』によると「県の大なる者は令を置き、小なる者は長を置く」とある。塼銘にある江寧県というのが、丹楊郡の中で県として分立されたのは『晋書・地理志』などによると西晋武帝の太康二年(281年)のことである。

『三国志』卷六十「呉書」第十五に載せられた周魴の伝によると、字は子魚、呉郡陽羨人なり。孫呉に仕え黄武年間功あつて鄱陽太守に任じられた。その後計略をめぐらせて、魏大司馬揚州牧曹休をあざむき、魏の側に身を寄せるとだまして十万の歩騎をひきいてやってきた曹休を陸遜とともにさんざんに打ち破つた。「斬獲万をもって数う」とある。これを歎んだ孫権から裨將軍を加えられ、関内侯を賜つた。後、臨川太守に任じられたが、郡にあること13年にして卒すがある。周魴の伝は『晋書』にはない。塼銘によると呉が滅んだあとは西晋に仕え、最後は江寧県令として終わったと思える。故郷に帰葬された。

塼銘と『三国志・呉書』の記述とを照らしあわせると宜興周墓墩4号墓は先にのべた周處の父、周魴の墓である可能性が高いといえよう。

5号墓 これまでとはちがつて甬道、正方形プランの前室、前室中央両側からのびる長大な左右(南北)耳室、過道、胴張りの長方形後室からなる平面形を呈した塼室墳である。東西全長8.4、耳室の両端で測る南北全長11.26mと大きい。

前室と両側室にある塼の中に銘をもつものがあり、「建興四年(316年)八月□□」、「因興四年(321年)義興郡楊園園□」とある。

後室にある塼銘では「太寧元年(323年)」と読めるかどうか、左右逆字であるだけでなく、塼の型枠への字の彫りが粗く判読が難しい。いずれにしる、建興、大興、太寧などの年号を手がかりにすると5号墓は周玘墓で、南北の長大な両側室はそれぞれ周玘の子の周纒と周彝墓の可能性が高いと南京博物院の調査者は考えている。

盗掘されており5号墓の後室からの出土品はない。南北側室のそれぞれ端の部分と前室の東南隅に一部副葬品が残っていた。

南側室からは灯明皿に使われたと思える青瓷盞1点、銅鏡盒と銅弩機各1点がめばしいものである。銅鏡盒というのはこれまでではじめてのものである。圓形で蓋付き、蓋の中央につまみがつき、鈕の四周に花卉文を飾る。三重の圈線がめぐっている。盒の腹部にも四周の弦文がとりまいた平底の容器、蓋の径は19.2cm、全高は10.5cmである。盒のなかに銅鏡、鉄鏡、鉄匕首各1が納れられていた。

銅鏡は径11.3、厚さ1cm、文様についての記述はない。鉄鏡も残欠というだけである。鉄匕首は残存長22、幅3cmのものである。長い間、盒の中の水に浸っていたので銹で蝕され文様ははつ

きりしないとある。

盒のよこにあった銅弩機は、金象嵌したもので美事なものである。

北側の側室北東隅から青瓷唾壺、青瓷碗、銅鏡盒、銅弩機各1が出土している。銅鏡盒は先のものと同じ形・文様で蓋の径は18.9、全高10 cmである。盒のなかには銅鏡、鉄鏡と弩機各1が入れられていた。銅鏡の径は10.2 cm、鉄鏡は残欠、弩機は金象嵌の文様が認められた。

6号墓 周墓墩の最北端、4号・5号と同じ丘陵内に位置する。墓口は1～6号墓まですべて東南東を向いている。胴張り凸字形の平面プランを呈する。甬道と墓室からなる。全長7.1、幅3.56 m。墓室の北に埴台を設けている。墓埴のなかには「萬世□圓天□□」ともう一例文字らしいものが認められるが判読できない。いずれも吉祥句かという。南側の埴台の上には銅鏡盒が残っていた。形と文様は5号墓から出土している盒と同じである。全高は10 cm、内に鉄鏡1面が入れられていたが、錆びに蝕されている。他に直百五銖1枚、青瓷盞などがあつた。5号墓・6号墓出土の銅鏡盒というのは、三国—西晋墓でこれまで見たことのない珍しいものである。その前にも後にも漆盒というのはあつても青銅のものは知らない。

『晋書』卷五十八「周處伝」に附載されているのによると、周玘（字、宣佩）は若い頃、太安の初め（302年）頃から揚州一帯の争乱を江東の人々と義兵を起して功をあげ、司馬氏の一族、東海王越などから自らの軍に属するように誘いを受けたが受けなかった。当時西晋は末期で、揚州に陳敏が反旗を翻えし、それをまた伐つた呉興の人、銭璠が北の方、洛陽に匈奴の劉聰が逼るというのを聞いて晋に反旗を翻えした。自ら平西大將軍、八州都督を號し、滅んだ呉の孫皓の子、充を劫って立てて呉王としたが、まもなく之を殺してしまった。そして玘の住んでいる呉（陽羨）へ攻めてきた。周玘は晋を助けて郷里の義兵と力をあわせてこれを討ち、銭璠を斬って、首を建康に鎮した東晋の元帝に伝えた。玘は三度、江南を安定し、晋王朝の経略に道を開いた。元帝はその勳を嘉して、玘を建威將軍、呉興太守とし烏程侯に封じた。就任後一帯は平穩になったので、陽羨と長城の西郷、丹楊の永世を併せて別に義興郡とし、周玘の功績を顕彰した。

玘の宗族は非常に強く、また人々の強い支持を得ていた。北から逃れて長江を渡り建康（現在の南京、建業といったが、西晋最後の愍帝の諱を避けて、以後建康と改名した）に首都をおいた元帝はじめ、それを支えた北来有力貴族達—宰相王導、その叔父王敦をはじめとする王氏一族や謝氏一族と、江東土着の有力豪族達の間には複雑な利害関係や感情が存在したであろうことは、容易に推測できよう。

孫呉の時代から西晋の時代、さらには西晋末期の八王の乱、永嘉の乱を経て、華北が当初三国魏の時代に始まる傭兵としての遊牧騎馬民族の活躍の場と化した五胡十六国の時代、南渡した東晋王朝の下支えとして、江東の有力土着豪族層は複雑な状況下にあつた。周玘の父周處が、呉に仕えていた正邪に潔癖で剛直な人物であつたがために、呉を滅した西晋王朝に仕えたあとかつての魏の人や晋の人に嫌われて戦場で死ななければならなかつたことはすでに触れた。

呉が晋に滅された直後に、首都の建業に近い塋室墓に「晋が呉を平らげて天下太平」という銘をもった塋が使用されている。孫呉の時代も江東の土着豪族達は、孫氏一族の支配下にあることを心から歓迎していたものではなかったのだという人もいる。江東の呉の時代の墓のプランや神亭壺はこの地方独特のもので、中原の魏や晋の墓のプランと異なり、副葬品も異なっていることは先にみた。周處墓にはあったかどうかわからないが、靖の墓ではないかとされた2号墓（後の発掘報告では最も簡素な3号墓が靖ののではないかとする見解が公にされている）からは東呉の時代、江東に特徴的な神亭壺が出土し、その伝統を受けついでいたことを示している。孫氏政権とその支配下に入れられた江東の土着豪族層といった二重の構造が、さらに東晋王朝とその政権を實質動かしている北来の貴族達、ちなみに王氏一族の出自は山東省琅邪であるが、その下に仕えた、滅びた呉にもと仕えた江東出身の有力豪族といった三重構造・四重構造を形成していた。

周玘もその例にもれず、東萊王恢とともに三呉が呼応して立ち、中州人士にとってかわって元帝をかつごうと謀っていたとある。建興の初（313年）、この秘が元帝にもれ、建武將軍、南都太守として蕪湖にいたった時、逆に謀られたのを悟った玘は、憤を発して卒した。時に56歳、輔国將軍を贈られた。

玘の息、勰（字、彦和）は臨淮太守で終り、勰の弟、彝は元帝より丞相掾に任ぜられるが、若くして亡くなる。

周氏の家族は周賓から著名になり、その息周紡、その子の周處、周處の子の玘と札と四世にわたり一門五侯の繁栄をむかえたが、最後周札が王敦の反乱に味方したあと、江東の呉人のあまりに勢力の強盛すぎるのを深く忌んだ王敦に計られ周氏一族はことごとくといっていいほど滅された。東晋明帝の泰寧（太寧）年中（323～325年）のことである。

南京博物院の研究者は最南端3号墓が規模が小さく早世した靖に、最北端の6号墓は周氏の初代ともいべき周賓にあてる考えのようであるが、どうであろうか。凸字形・双凸字形の平面プランをもつ墓は孫呉から西晋、さらには東晋にかけて、江東に特有の塋室墳である。さらに凸字形・双凸字形の平面プランに直線的なものと同張りをもつもの両者が存在する。同張りのものは、孫呉から西晋にかけてが多く、後でのべるが東晋代になると江東ではまずみかけない。周氏一族の墓が江東の呉以来の伝統を墓制のプランの上でもよくうけつぎ守っていることは注意されよう。

東晋の墓制と鏡

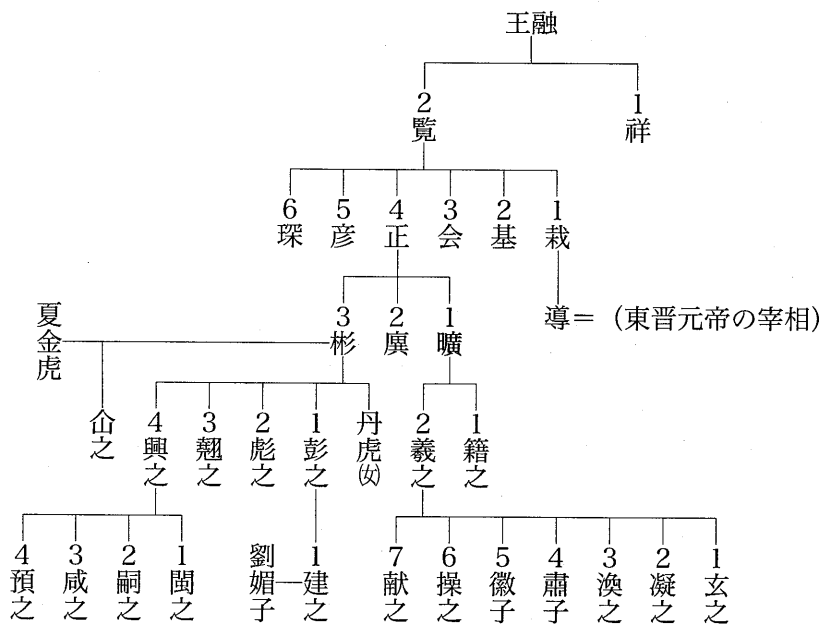
東晋王氏一族の宗族墓と副葬された鏡について見ておきたい。

南京博物院は南京市北郊の象山で、1965年1月～5月にかけて王興之夫婦墓（M1）、王丹虎墓（M3）、M2、M4号墓を調査した。その後1965年12月には王閔之墓（M5）、1966

年2月には夏金虎墓（M6）が調査され、1970年1月、東晋早期に相当する象山7号墓が発見された。さらに1998年9月～12月の間、王企之墓（M8）、王建之と妻劉媚子合葬墓（M9）、M10号墓の3基が調査されて、象山の王氏の家族墓地のかなりの部分が明らかになったといえる。

象山の王氏家族墓は西北の7号墓、西部の1～5号墓、中部の8～10号墓、東部の6号墓と象山の西側の山の斜面から南側の山の斜面、さらに東側の山の斜面と約5万平方メートルの範囲内に4ブロックにわかれて営まれている。

墓誌と晋書の記載から王氏一族の系譜を復元した場合、次のようになる。



墓の調査された王彬一族のうち彬は、東晋元帝の宰相として力をふるった王導と従弟の関係にあたる。また書聖として著名な王羲之、王献之父子とも、王彬からみると叔父と甥（長兄の子）の関係という間柄である。

墓のプランや副葬品および墓誌の記載を合せて検討すると、7号墓が東晋早期墓で一番古く、ついでM1（王彬の4番目の子供王興之夫妻墓）、M5（王興之の長男王閔之墓）、M4、M3（王彬の長女、王丹虎）、M8（王彬と継室夫人夏金虎の子、王企之）、M9（王彬の孫で、王彬の長男彭之の子、建之と妻劉媚子）、M10、M6（王彬の継室夫人夏金虎）、最後にくるM2号墓は南朝墓だといえる。M5とM3の間にM4を、M9とM6の間にM10を墓葬の占める位置を考慮して並べてみた。この順番に従って記述することにする。

7号墓⁵¹ 象山の象の頭の部分の上に位置している。正方形プランの主室に甬道のつく凸字形を呈するドーム状天井をもった塼室墳である。両側はわずかに胴張りがみられる。全長5.30、幅3.22、高さ3.42mを測る。左右後三壁の中間に龕を設けその中に灯明皿用の青瓷碗を置いて

いる。甬道につづく主室の入口に大きな長方形の陶案机をおき、墓主の依代となる陶甕机や青瓷唾壺、青瓷香熏、陶硯、陶盤、陶耳杯が置かれている。もと木棺が頭を墓門にむけて3具、平行におかれていた。中央に男、左右に女という配置であったと器物の分布から考えられている。銅鏡3面は、各自1面ずつもっていた。頭部側におかれ、包んであった絹織物の痕跡がのこっている。径は9.5、11.7、13.8 cmで、四乳で細線の獣形を表現したものがあるようだが、写真が悪くてわからない。直桶形の刻文のある白色ガラス杯2点とダイヤモンドを嵌めた金指環は非常に珍しいものといえる。この墓から発見されたガラス杯は白色を呈し、黄緑色味をおびている。当時の支配階層にとっては、琉璃器（青色ガラス）は珍奇な宝器であり、白色ガラス器（玻璃器）はさらに珍しいものであった。唐人の小説『梁四公記』の中に面の広さ1尺5寸の碧玻璃鏡（青緑色ガラス鏡）のことがでてき、鏡の値は錢百万貫に達したとある。ガラス器の高価であったことが窺えよう。

ダイヤモンドの指輪の鑑定では、ダイヤモンドそのものは径わずか1mmぐらいではあるが間違いないという。『宋書』巻九十七「夷蛮伝」には元嘉五年（428年）と元嘉七年（430年）に、インドの迦毗黎国などからダイヤモンドの指輪を献上したとあるが、それ以前に中国へはセイロン、ペルシャ、インド一帯で産するものが入ってきていたと思える。『太平御覧』巻八百十三引く「晋起居注」に、「咸寧三年（277年）、敦煌からダイヤモンドを送ってきた。インド産である」とある。ダイヤモンドつきの金指輪は男の棺内中部にあった。ガラス杯といいダイヤモンドのついた指輪といい、7号墓の被葬者は墓誌その他身分、姓名を明らかにするものがないので、特定できないが、王氏一族の豪奢を推測させる。

王興之夫妻合葬墓⁵²（M1） 象山の一支、人台山ともよばれる東西向きの山の南斜面で発見された。甬道と単室からなる凸字形塼室墳で、全長5.33、幅2.23、高さ2.20 mを測る。かまぼこ形天井である。墓壁と墓頂には1～2 cmの石灰を塗布している。棺内には石灰を敷いた前幅0.4、後幅0.36、長2 mの木棺が東側にあったと推測される。甬道から入ってすぐ左側壁に接して王興之夫婦の石墓誌が置かれていた。副葬品は東側の棺の頭側から鉄鏡、径18.2 cmのもの1面と金簪、銅弩機などそれに並んで西側で墓誌のすぐ北に、棺の頭側と思えるが、銅弩機、銅鏡は画文帯対置式神獸鏡かと思えるもの、径13.9 cmのものが1面、銅両頭叉形飾件、銀環などが出土した。青瓷盤口壺や青瓷碗、香燵のほか銅蓋盒は周圯墓などで出土した銅鏡盒と器形は同じである。銅盒の径は14.8、高さ10.3 cmで銅鏡を納めていた可能性は高い。

墓誌は長37.3、幅28.5、厚さ11 cmで両面に豎10格、横13格の細線を刻み、203字を楷隸体で刻している。

君諱興之、字は稚陋、（山東省）琅耶臨沂都郷南仁里の人。征西大將軍、行參軍贛令、春秋卅一。咸康六年（340年）十月十八日卒。七年（341年）七月廿六日を以て、丹楊建康の白石に、先考（亡父王彬）散騎常侍、尚書、左僕射（『晋書』では右僕射）特進、衛將軍、都帝肅侯墓の左に葬る。

故に刻石して之を墓に藏して識と為すなり。

長子閔之、女字稚容、次子嗣之、出養第二伯（王彬の次子王彪子の養子となる）、次子咸之、次子預之

裏面には

命婦、西河界休、都郷、吉遷里、宋氏名和之、字秦^{あざなしんえい}嬴春秋卅五、永和四年（348年）十月三日卒、その月廿二日を以って、君の柩の右に合葬す。父哲、字世儻、使持節、散騎常侍、都督秦梁二州諸軍事、冠軍將軍、梁州刺史、野王公。弟延之、字興祖は野王公を襲封する。

妻は夫の柩の右に合葬すとあることから、甬道側からみて右、鉄鏡を副葬している方が夫人（宋和之）と思える。

王閔之墓⁵³（M5） 王興之夫妻合葬墓の北東、山の斜面の上方に位置する。平面長方形のカマボコ形天井をもつ単室塼室墳。全長4.49、幅1.06、高1.31 m。左右両壁に小龕を設け灯明皿用の青瓷碗を置いている。入口入って左の壁ぞいに塼墓誌を横向きに立てる。青瓷盤口壺、青瓷鶏首壺の後、棺の頭側に銅鏡とその上に銅弩機がある。鏡は径18.8 cmの半圓方形帯（対置式か）神獸鏡である。方枚上には銘があるとのことだが、鏽ではっきりしないと読まれていない。

墓誌は長42.3、幅19.8、厚さ6.5 cmで、両面に格子を刻み、隸書体で84字を刻む。「晋故男子琅耶臨沂都郷南仁里、王閔之、字冷民、故尚書左僕射、特進衛將軍、彬之孫、贛令興之之元子、年廿八、升平二年（358年）三月九日卒。旧墓に葬る。贛令墓の後に在り。故に塼に刻して墓に入れ識と為す。妻は吳興の施氏、字は女式、弟嗣之、咸之、預之。

4号墓⁵⁴ 1号墓の西約2 mのところ。盗掘されていて青瓷盤口壺が残片あるぐらい。甬道と単室からなる凸字形塼室墓で、全長5.93、幅2.63、高さ2.44 mを呈する。左右両壁のことなる位置に小龕が各1ある。

王丹虎墓⁵⁵（M3） 王興之夫妻墓の東約14.5 m、平面長方形、長4.25、幅1.15、高さ1.34 mのかまぼこ形天井をもつ塼室墳である。左右壁不对称の位置に小龕を設け青瓷小碗を置いている。少数の塼に「李康」の字のあるものもあり。

左側の壁沿いに塼誌があり、その後方に長2.21、前幅0.45、後幅0.43 mの棺の痕跡が石灰でみわけられる。棺内頭部に弩機、ついで鉄鏡径19.8 cm 1面が鏡囊にいれられてあった。漆盒に納められていたと思える。金釵や金簪、丹葯などがあつた。

塼誌は長48、幅24.8、厚6.2 cmで、格子を刻み65字を刻む。

晋故散騎常侍、特進衛將軍、尚書左僕射、都亭肅侯、琅耶臨沂、王彬の長女、字は丹虎、年五十八、升平三年（359年）七月廿八日卒。其年九月卅日、白石に葬る。彬の墓の右に在り。塼に刻して識と為す。

王叡之墓⁵⁶（M8） 凸字形単室の塼室墓で、全長6、幅2.6、高2.68 mを測る。かまぼこ形天井、左右対称の位置に壁龕を設け青瓷盞を置く。塼墓誌の後方、墓門側に頭をむけて平行に

棺を置いたと思える。頭側にそれぞれ鉄鏡各1面、径14.6と径13.2 cmのもので絹布で包んだ痕跡がある。青瓷鶏首壺、唾壺、盤口壺などが残っていた。

塼墓誌は長51、幅26、厚さ7 cmで豎に88字を比較的雑な隸書体で刻んでいる。

晋故前丹楊令、騎都尉、琅耶臨沂、都郷南仁里、王企之、字少及、春秋卅九、秦和二年(367年)十二月廿一日卒。三年(368年)初月廿八日丹楊建康の白石に葬る。故に石を刻んで誌と為す。生母は夏氏、妻は曹氏、息女字媚榮は廬江何口、字祖慶の息男、墓之、字敬道に適く(嫁いだ)とある。

王建之と劉媚子の合葬墓⁵⁷(M9) 平面凸字形のかまぼこ形天井をもつ塼室墳で、墓室の全長5.78、幅2.54、高2.63 mを測る。左右壁の対称の位置に龕があり、青瓷盞を置く。奥壁にも龕があり青瓷盞あり。盗掘されていない。甬道に盤口壺1を置く。棺室入って左右角に青瓷香熏を置いてある。左右壁の小龕のま下ぐらいの位置から、石墓誌をそれぞれ置いてある。その後方にそれぞれ遺骸を置いたものか。入って左(西)側が男性で、右(東)側が女性であることが、墓誌と副葬品から判断できる。

男性は木椀、弩機の後方に銅鏡、径17 cm鍍金画文帯対置式神獸鏡である。方格上に4字一組の銘文があり、「富貴安樂」などと読めるが大部分は判読できないという。鍍金鏡がこの段階にきちんとした鏡であることは重要と思う。三足炉、玉帯鉤、大滑石猪2点は漢代の握の思想を受けつぐものであろう。

弩は郭面に「黄武六年(227年)八月、司馬馮圖師吳挙作弩銅教敵要引檠師刑口王隋省付藏吏吳厚」とあり、望山に「恬哺劉晋弩銅□□□□」と銘があつて、この弩が呉の孫権の時代、黄武六年に製作されてから、墓誌にみられる東晋簡文帝の咸安二年(372年)まで、少なくとも145年間は伝世したものであることを示している。

女性は青瓷盤口壺、弩機、径14.4 cmの鉄鏡1面、金簪、金釵、金環、銀環、小滑石猪2などを副葬している。銅弩機は郭面に金象嵌で雲文が、望山には銀象嵌で度を刻んである立派なものである。

王建之の石墓誌は長47、幅28、厚5 cm、両面に楷隸風で「晋故振威將軍、鄱陽太守、都亭侯、琅耶臨沂県、都郷南仁里、王建之、字榮妣、故散騎常侍、特進衛將軍、尚書左僕射、都亭肅侯、彬之孫、故給事、黄門侍郎、都亭侯、彭之之長子、本州口西曹不行襲封都亭侯、州檄主簿、建威參軍、太学博士、州別駕、不行長山令、廷尉、監尚書右丞、車騎長史、尚書左丞、中書侍郎、振威將軍、鄱陽太守、春秋五十五、泰和六年(371年)閏月丙寅朔、十二日丁丑、郡官舎に薨ず。夫人、南陽涅陽の劉氏、建之に先だつこと半年薨ず。咸安二年(372年)三月甲午朔、十四日丁未、神を遷す。その年四月癸亥朔、廿六日戊子に合葬す。旧墓は丹楊建康の白石、丹楊令君墓の東に在り。故に石に刻して識と為すなり。…建之の母弟、翹之は廬陵太守、小弟の朔之は前太宰從事中郎。

妻劉媚子の石墓誌は長45、幅35、厚さ2.5 cm、片面に刻字。

晋振威將軍、鄱陽太守、都亭侯、琅耶臨沂県、都郷南仁里、王建之、字榮妣、故夫人は南陽涅陽の劉氏、字媚子、春秋五十三、泰和六年（371年）六月戊戌朔、十四日辛亥、郡官舎に薨ず。夫人修武令、義之の孫、光祿勳、東昌男、璞之長女、年廿にして来り歸し、三男三女を生む。……その年十月丙申朔、三日戊戌、都に還りて喪る。十一月乙未朔、八日壬寅、旧墓に倍葬する。丹楊建康の白石に在り。故に石に刻んで識と為すなり。なお同様な内容の塋墓誌が、墓坑の填土中から出土している。

10号墓⁵⁸ 盗掘されていて石墓誌は残っていたが風化して読めない。凸字形塋室墓で全長5.9、幅2.66、高さ2.8mを測る。左右壁対称の位置と奥壁の3ヵ所に小龕を設け青瓷灯明皿を置いたと思える。棺室へ入って左側に鉄鏡、径13.5cmが絹布に包まれていたと思える状態で1面発見されている。銹化がひどいということで文様については何もふれられていない。

夏金虎墓⁵⁹（M6） 象山の東北にあたる土地の人達が、龍会山と読んでいる小山丘上で発見された。王興之夫妻墓とは直線で約300m北北東に離れている。附近に他の墓は発見されたとの報告はない。光緒三十四年（1908）墓で一部破壊され、盗掘も早くにされていたが、甬道に塋墓誌、棺室内に塋祭台が残っていた。凸字形の平面を呈しカマボコ形天井をもつ塋室墓、全長5.18、幅1.25、高さ1.88mを測る。棺室両側壁の対象の位置と後壁の3ヵ所に小龕を設け、そこに灯明皿として青瓷碗を置いていた。依代としての陶甕机がこわれた形で祭台と甬道の間にあった。もっていかれたのか鏡は残っていない。

塋墓誌は甬道西壁に沿わせて立ててあった。長50.8、幅23.7、厚5.8cm、原稿のマス目のように格子を切つてあるが、隸書体の字はかなり粗雑で、1マスの中に2字彫りこんであつたりする。

晋故衛將軍、左僕射、肅侯、琅耶臨沂王彬、継室夫人、夏金虎、年八十五、太元十七年（392年）正月廿二亡。夫人男、兪之、衛軍參軍、……とある。

2号墓⁶⁰ 王興之夫妻墓から西北へ約40m、早くに破壊されたと思えるが、凸字形塋室墓で、長約4.98、幅1.24、高1.76mを測る。後壁に小龕を設け青瓷小碗を置く。後方には長3.41、幅1.24、高0.20mの棺床を設ける。黄緑色釉罐は腹部上半に蓮弁18葉をつくりだし、南朝時期のものという。銅鏡、径9.2cm、1面があるとのことだが、銹で文様は不明、もと漆盒内に納められていたろうという。金釵、銀釵、金環、銀環などが残っていた。

以上少しくどいが東晋の王彬一族の墓葬の状況をみた。『晋書』卷七十六、「列伝」第四十六には「王廙伝」があり、附として「弟彬、彬子彪之、彬從兄稜」の伝が加えられている。それによると王廙は東晋初代の宰相（丞相）王導の從弟で、元帝（司馬睿）の姨弟（母方の從弟、母かたのおばが元帝の奥さん）という関係である。元帝は司馬懿仲達（晋書では高祖宣帝）の曾孫、父觀のあとをついで琅邪王となった。

司馬氏は魏が早く滅んだのは、曹丕が弟曹植の才能を恐れて、血縁を大事にしなかったのに代

表されるように、曹魏は兄弟を諸侯王に封じることをなるべくしなかったのが原因であると考えて、それとは反対に兄弟を多数諸侯王に分封し藩屏とする政策をとった。今度はそれが諸侯王の権力闘争を生み西晋の滅亡の原因の一つとなったのはなんと皮肉な話ではある。

永嘉の初、王導の計を用いて始めて建鄴に鎮した。顧榮、賀循、王敦、王導、周顛、刁協らが腹心股肱とある。そして北来の大貴族とくに王導の力によって江東土着の有力豪族層を支配下にとりこむことに成功した。江東土着豪族が墓のプランや神亭壺の副葬に代表されるように特有のものをもっていたこと、また呉の政権が滅んだあと、西晋に仕え、そこでの処遇に問題が生じたのが周處の場合であったことは先にのべた。さらに八王の乱、永嘉の乱を経て、華北を遊牧騎馬民族達に明けわたし、江を渡って北から遷ってきた新来の中央貴族達と、江東の周氏一族のような歴来力をたくわえた土着豪族の間には、皇帝をめぐる権力争奪の陰湿な戦いがあり、周氏一族は土着豪族の力の強さを恐れた王敦により、(ひいては元帝の心も同じであったと思えるが)一族みなごろしにされた。それも先に触れた。

東晋を代表する王彬一族の墓は、墓誌の存在でその大部分が誰の墓かを識別することができる。その塋室は全長5m前後、幅2mぐらいまで、凸字形の甬道と棺室からなる簡単なプランで、時に夫妻を合葬している。天井はカマボコ形天井、棺室の左右壁面の当初は非対称の位置に、後には対称の位置に龕を設け、さらには後壁にも龕を設けて青瓷小碗を置く。

鏡は鉄鏡を主とし、なかには鍍金銅鏡もみうけられるが、1人1面であることは三国時代、西晋と基本的に同じである。鉄鏡を主とすることは彼等の出自がもともと山東省臨沂県、琅耶(邪)の地であったことにより、北から江を渡って南京(建康)へやってきた時にもってきたものであろうか。鉄鏡は錆化がひどく金錯や金銀錯の存在の有無については記述が詳しいない。

墓のプランの前代に比べて簡素なことは、たびたびいうように、王氏一族は本来華北の人(中州人士というよび方が『晋書』の中にある)であって、南京はかりの住居、墓をつくっても仮墓だという意識が強かったせいだという人もいる。いつか中原を回復し、夷狄の民族より支配権をとりもどした時、出自の地である例えば山東臨沂の地に墳墓の地を営もうとして夢み、果せなかった一族の墓地が南京周辺には点々と存在していると思える。弩に呉の紀年をもつものがあり、150年近く伝世したものであった。戦利品か献上品か、鏡だと踏み返し鏡ではないかといった疑問もでて、伝世という現象を疑う人もでてきたりするが、弩などではそんな心配をする必要がないだろう。西晋・東晋時代、男女を問わず弩(ひき金部分しか残っていないが)の副葬の認められることは、当代、弩が長兵の武器としていかに重視されたかを物語るものとして興味深い。なお類例は鎮江市、旧称、京口は東晋の首都の‘大門’の位置を占め、北伐のための橋頭堡であった。また北方から流れ集まった流民集団の根拠地の一でもあった。そこで調査された37基の東晋墓中の咸康元年(335年)紀年墓から、弩機の縣刀の一側に嘉禾六年(237年)の紀年を刻んであるものが発見されていることは先に触れたが、この場合は98年間伝世している。蜀漢の景耀四

年（261年）の弩機が四川省郫県の晋墓から出土している例も報告がある。

まとめにかえて－鉄鏡の問題－

最後に後漢から六朝を通して用いられた鉄鏡について検討し、まとめにかえたい。夔鳳鏡の類の金（銀）象嵌文を鏡背面にもつ鉄鏡は後漢時代の中頃以降出現したと思える。鉄鏡そのものは、例えば河北省定県北荘の中山簡王劉焉（56－88年）墓⁶¹に比定されている墓から5面出土している。金錯内行花文鏡である。ここでは建武三十二年（56年）の紀年をもつ銅弩機が伴出していて、年代の一端を示している。諸侯王陵とはことなり、一般の官吏あるいは富裕な地主層が葬られたと考えられている洛陽燒溝漢墓⁶²からも、鉄鏡は4墓から5面出土している。鉄鏡の出土している墓はどちらかというと墓域の西端近くで、時期は建寧三年（170年）から初平元年（190年）の間に相応する。

後漢の終わり頃、実質的な権力を握った曹操が、献帝に献上した品物の目録のなかに金銀錯鉄鏡の含まれていたことは、王仲殊氏が指摘されている。曹操一族の安徽省亳県の後漢時代の宗族墓からも、なかには径30cmもある大鉄鏡を含む鉄鏡がいくつか発見されていることはすでに述べたところである。

確実な三国時代曹魏墓からの鉄鏡の出土はと問われると、資料が乏しいけれども、遼寧省瀋陽伯官屯5号墓⁶³はそれにあたるといえよう。

華北では北京市順義県大營村M2西晋墓⁶⁴に鉄鏡がみられる。また甘肅省武威南灘M1⁶⁵や酒泉嘉峪関⁶⁶JM1、JM5、観M10なども（魏）晋墓で鉄鏡出土例としえよう。さらに遼寧省朝陽後燕崔暹建興十年（395年）墓⁶⁷、遼寧省北票県で発見された北燕天王馮跋の弟馮素弗墓⁶⁸からは大小2面の鉄鏡、1面は径27cm、金象嵌の痕跡がある。北燕太平七年（415年）に死去した。遼寧省錦州北魏墓、河北省贊皇東魏李希宗（501－540年）墓⁶⁹、山東省臨淄北齊武平四年（573年）崔博墓⁷⁰など五胡十六国の時代、すなわち4世紀後葉から6世紀の第3四半期にかけても鉄鏡の副葬が認められる。これらの鉄鏡は多くの場合、ひどく錆化しており文様もはっきりしていない。なかには金銀錯の夔鳳鏡（獸首鏡）や内行花文鏡の類を含んでいると思える。

一方江南ではどうか。呉に仕え、呉が滅んだあと西晋に仕えた江東の雄族周氏の家族墓から周處に比定された墓から鉄鏡2面の出土していることは先に述べた。周玘の前室につながる左右側室には、南渡した東晋元帝に仕えた周玘・周勰・周彝と関係が深いということも先に述べた。左右側室からは、それぞれ珍しい銅鏡盒の中に鉄鏡と銅鏡が入れられていたり、鉄鏡と弩機が入れられていた。江東土着の周氏一族がもっていた鉄鏡は、周處の場合は西晋惠帝から、周玘の場合は東晋の元帝から下賜されたものと考えた方が良いのだろうか。

東晋時代、江蘇・南京・江西・湖南・湖北の各省や市に多数の鉄鏡の出土が知られる。とくに南京と江蘇省に多い。一方調べた範囲では浙江省出土の鉄鏡はなかった。南京は東晋の首都で、北来の貴族たちは首都内かそれに近い周辺に墓をつくった。江東の東晋の塋室墓は甬道をもつ凸字形単室墓で、それ以前のものにくらべると、規模も小さく、簡素なものである。彼等の原籍は王氏に代表されるように山東省琅邪といった、華北の地であった。しかし彼等の故郷は、五胡のつぎつぎと建てた異民族国家の支配下であって、東晋王朝の成立以後、北周から出た隋による再統一までの期間、いくどか中原を回復しようとする試みも企てられ、一部実行されたが、実現するにはいたらなかった。いつか故山への帰葬を夢みつつ、仮りの墳墓の地とした南京周辺への墓の営造が、凸字形単室塋室墓と鉄鏡の副葬といったものに反映しているといえよう。

とすると後漢のある時期から魏・西晋・東晋さらには五胡十六国の時代も含めて、鉄鏡の方が銅鏡よりランクが上だったのかという疑問がわいてくる。

華北では後漢末の騒乱以来、銅原料の少なさとあいまって鑄銅業はおとろえ銅鏡は後漢代のものを粗悪な形で踏襲したものであった。そのためもあって鉄鏡というものがむしろ表だってくるようになったと徐萃芳氏らによって説明されてきた。鉄鏡であることのメリットは何であろうか。中国での本格的な鉄器生産は春秋・戦国時代にはじまる。その時世界的にも珍しいのは、中国では鑄造鉄器の生産からスタートしたといわれる。非常に優れた青銅の鑄造技術のノウハウをもっていた中国の工人達は、鉄器生産に際してもその鑄型を使つての鑄造鉄器といった発想が、最初に思い浮んだものと思われる。その際生じた工具や農具の刃のもろさは、刃部だけを加鍛するという加鍛鑄鉄といった製品を産みだした。長年きたえた技術をもつ工人には、鉄で鏡を鑄造することも容易ではあったろう。しかし鏡背面に金や銀を用いて、流麗な文様を象嵌するといった附加価値をつけないと、鉄鏡というのは、ただのかわりばえのしない鉄の板という感じではなかったろうか。先にものべたが後漢～六朝にかけて鉄鏡の出土はかなりの数にのぼっている。しかしすべてのものに金銀を用いた象嵌で文様が表現されていたかどうかはわからない。むしろ五胡十六国の時代を通して、中国中原の文化は遊牧系民族の愛好する金銀の色調・感触に対する嗜好を受け入れたのではないだろうか。

青銅器への金銀あるいは純銅を用いての象嵌は、はやくは春秋、少くとも戦国時代には本格的に登場する。銅鏡の場合でも旧細川氏蔵（現永青文庫蔵）伝洛陽金村出土の金銀錯狩獵文鏡⁷¹は美事な優品である。前漢代でも満城漢墓などからは、金銀象嵌を施した銅壺などよく知られた事実である。従つて青銅への象嵌というものも、鉄より早くから試みられ技術が長年に亘つて磨かれてきた。しかしどちらかというとな中原の漢民族の文化という表現をして良いのかどうか問題かも知れぬが金とはあまり深い縁があるように思えない。

遊牧系の人々の活躍する中原の外周地帯にこそ金は多く、人々もまた金を好んだのではないだろうか。安陽殷墟の侯家荘の王陵区からは、盗掘されているためほとんどめぼしいものが残って

いないことも原因してはいるが、金製品の残片は報告されている。盗掘されているせいもあるが、ほとんど金製品が商（殷）代の墓葬の副葬品に含まれていないのも事実である。殷墟期のⅡ期とⅢ期に年代づけられている四川省三星堆の祭祀坑⁷²と呼ばれている窖から大量の青銅人物の頭部が発見され、中には黄金の仮面を重ねているものが何体か検出されている。青銅に黄金のマスクを重ねるといふ発想は中原の殷周の文化にはなかったものではないか。むしろそれは遊牧民の文化のなかに根づよいものと思う。

漢代方格規矩四神鏡の中に鍍金鏡がみられるが、それは恐らく数えるほどと思える。東晋王氏一族の墓から鍍金対置式神獸鏡が出土している。青銅鏡の場合、金銀錯鉄鏡に対応するあり方は、南越王墓でみられた帯托鏡のようなトルコ石などの象嵌か、全体を鍍金するという方法であったが、これもきわめて数の限られたものである。

後漢から六朝にかけての鉄鏡は、中原における金に対する関心の比重が大きくなってきたことと、中原そのものに遊牧系民族が居すわることになって以来、本来、彼等の重要な文化的要素を構成していた金の重視とがあいまって生じたものかと思える。

西晋や東晋の時代、敗れ、また支配下に入って権力の一翼を支えた東呉以来の江東土着の豪族達が、銅鏡とともに鉄鏡を副葬したのは、江南の銅鏡の産地の近くにあっても、北来の支配階層の意識の中には、銅鏡よりも鉄鏡を上位に置くということがあったがためといえよう。そのことは東晋王朝の時代、首都建康周辺を中心に江蘇省で主として認められる鉄鏡副葬の墓を営んだ人々が、晋王朝の南遷とともに江を渡った華北出身の有力貴族達であったことから裏づけられる。三国魏の時代は、鮮卑をはじめとする後に五胡と呼ばれる人達を華北領域内に導き入れ、後に彼等に活躍の場を与える原因となった。銅鏡よりも鉄鏡-金銀錯のものが基本-を重視する考えは、この遊牧系民族文化との密接な接触の中で生まれ、西晋以後六朝時代の鉄鏡の位置づけを生みだすきっかけとなったといえよう。卑弥呼に対する魏少帝芳の制詔の中に「特に汝の好物を賜う」として「銅鏡 100 枚」があげられているのは、金銀錯鉄鏡こそ第一位と考えられていた可能性の高い時代背景を想定し、その中に置いてみると鏡だけでなくそれが青銅鏡であったことにもふくみのあることが理解されると思う。(2002.12.12)

注

- 1 a 安徽省亳縣博物館「亳縣曹操宗族墓葬」『文物』1978-8
- 1 b 亳州市博物館「安徽亳州市發現一座曹操宗族墓」『考古』1988-1
- 2 亳縣博物館「安徽亳縣發現一批漢代字磚与石刻」『文物資料叢刊』2-1978
- 3 a 田昌五「讀曹操宗族墓磚刻辭」『文物』1978-8
- 3 b 趙超「論曹操宗族墓磚銘的性質及有關問題」『考古与文物』1983-4
- 3 c 伺慶「曹操宗族墓部分字磚積文質疑」『考古与文物』1982-3

- 4 定県博物館「河北定県 43 号漢墓発掘簡報」『文物』1973 - 11
- 5 楊 泓「談中国漢唐之間葬俗の演變」『文物』1999 - 10
- 6 徐州博物館「江蘇銅山県龜山二号西漢崖洞墓材料の再補充」『考古』1997 - 2
- 7 a 南京博物院・銅山県文化館「銅山龜山二号西漢崖洞墓」『考古学報』1985 - 1
- 7 b 南京博物院「《銅山龜山二号西漢崖洞墓》一文的重要補充」『考古学報』1985 - 3
- 8 a 閻根齊ら『芒碭山西漢梁王墓地』文物出版社、2001
- 8 b 河南省文物考古研究所『永城西漢梁国王陵与寝園』中州古籍出版社、1996
- 9 秦泥・(訳) 韓美津、陳憶青『杜甫一詩と生涯』、徳間書店、1992
- 10 河北省文物研究所『響墓』- 戦国中山国国王之墓、文物出版社、1995
- 11 顧鉄符「山東東阿県魚山曹植発現一銘文磚」『文物』1979 - 5
- 12 尹煥章「南京石門坎発現魏正始二年の文物」『文物』1959 - 4
- 13 a 李宗道・趙国璧「洛陽 16 工区曹魏墓清理」『考古通訊』1958 - 7
- 13 b 洛陽市文物工作隊「洛陽曹魏八年墓発掘報告」『考古』1989 - 4
- 14 楊国慶・夏志峰「正始弩機銘文考釈及有関問題」『中原文物』1988 - 2
- 15 江西省歴史博物館「江西南昌市東呉高榮墓の発掘」『考古』1980 - 3
- 16 鄂城県博物館「鄂城東呉孫將軍墓」『考古』1978 - 3
- 17 鄂州博物館・湖北省文物考古研究所「湖北鄂州鄂鋼飲料廠一号墓発掘報告」『考古学報』1998 - 1
- 18 a 安徽省文物考古研究所・馬鞍山市文化局「安徽馬鞍山東呉朱然墓」『文物』1986 - 3
- 18 b 楊泓「三国考古の新発見- 説朱然墓簡報札記」『文物』1986 - 3
- 19 湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山一六八号漢墓」『考古学報』1993 - 4
- 20 湖南省博物館・中国科学院考古研究所『長沙馬王堆一号漢墓』文物出版社、1973
- 21 劉興「江蘇句容県発現東呉鑄錢遺物」『文物』1983 - 1
- 22 衢州市文管会「浙江衢州市三国墓」『文物』1984 - 8
- 23 南京市博物館「南京郊県四座呉墓発掘簡報」『文物資料叢刊』8 - 1983
- 24 朱蘭霞「南京北郊五塘村発現六朝早期墓」『文物資料叢刊』8 - 1983
- 25 南京市博物館・江寧県博物館「南京市東善橋“鳳凰三年”東呉墓」『文物』1999 - 4
- 26 南京市博物館「南京郊県四座呉墓発掘簡報」『文物資料叢刊』8 - 1983
- 27 程欣人「武漢出土の两块東呉鉛券釋文」『考古』1965 - 10
- 28 鄂城県博物館「湖北鄂城四座呉墓発掘報告」『考古』1982 - 3
- 29 程欣人「武漢出土の两块東呉鉛券釋文」『考古』1965 - 10
- 30 小南一郎「神亭壺と東呉の文化」『東方学報』京都、第 65 冊、1993
- 31 a 梁白泉ら『仏教初伝南方之路』文物図録、文物出版社、1993

- 31 b 賀中香・喻少英「鄂城六朝文物的仏像裝飾与南方仏教」『文物』1997-6
- 31 c 小南一郎「仏教中国伝播の一樣相」- 圖像配置からの考察- 『展望アジアの考古学』樋口隆康教授退官記念論集、新潮社、1983
- 32 湖北省博物館・鄂州市博物館『鄂城漢三国六朝銅鏡』1986
- 33 五島美術館『前漢から元時代の紀年鏡』1992
- 34 金華地区文管会「浙江金華古方六朝墓」『考古』1984-9
- 35 王广礼・崔慶明「王勇弩機考」『中原文物』1986-1
- 36 広州市文物管理委員会ほか『西漢南越王墓』、文物出版社、1991
- 37 張吟午「江陵紀南城出土黃武元年弩」『文物』1991-1
- 38 南京市博物館「南京象山8号、9号、10号墓發掘簡報」『文物』2000-7
- 39 劉建国「鎮江東晋墓」『文物資料叢刊』8-1983
- 40 a 王素ほか「長沙走馬楼簡牘整理的新収獲」『文物』1999-5
- 40 b 羅新「走馬楼吳簡中的建安紀年簡問題」『文物』2002-10では王素らとは異なり、呉の国内問題との観点から紀年を論じている。
- 41 近藤喬一『三角縁神獸鏡』東京大学出版会、1988
- 42 湖北省博物館・鄂州市博物館『鄂城漢三国六朝銅鏡』1986
- 43 北京市文物工作隊「北京市順義縣大營村西晋墓葬發掘簡報」『文物』1983-10
- 44 河南省文化局文物工作隊第二隊「洛陽晋墓的發掘」『考古学報』1957-1
- 45 注44と同じ
- 46 注44と同じ
- 47 南京市博物院「南京獅子山、江寧索野西晋墓」『考古』1987-7
- 48 安徽省文物工作隊・和県文物組「安徽和県西晋紀年墓」『考古』1984-9
- 49 羅宗真「江蘇宜興晋墓發掘報告」『考古学報』1957-4
- 50 南京博物院「江蘇宜興晋墓的第二次發掘」『考古』1977-2
- 51 南京市博物館「南京象山五号、六号、七号墓清理簡報」『文物』1972-11
- 52 南京市文物保管委員会「南京人台山東晋興之夫婦墓發掘報告」『文物』1965-6
- 53 注51と同じ
- 54 南京市文物保管委員会「南京象山王丹虎墓和二、四号墓發掘簡報」『文物』1965-10
- 55 注54と同じ
- 56 南京市博物館「南京象山8号、9号、10号墓發掘簡報」『文物』2000-7
- 57 注56と同じ
- 58 注56と同じ
- 59 注51と同じ

- 60 注 54 に同じ
- 61 河北省文化局文物工作隊「河北定県北庄漢墓発掘報告」『考古学報』1964 - 2
- 62 中国科学院考古研究所『洛陽燒溝漢墓』科学出版社、1959
- 63 瀋陽市文物工作組「瀋陽伯官屯漢魏墓葬」『考古』1964 - 11
- 64 注 43 に同じ
- 65 武威地区博物館「甘肅武威南灘魏晋墓」『文物』1987 - 9
- 66 甘肅省博物館「酒泉、嘉峪関晋墓的発掘」『文物』1979 - 6
- 67 陳大為・李宇峰「遼寧朝陽后燕崔暹墓的発現」『考古』1982 - 3
- 68 黎瑶渤「遼寧北票県西官營子北燕馮素弗墓」『文物』1973 - 3
- 69 石家庄地区革委会文化局文物発掘組「河北贊皇東魏李希宗墓」『考古』1977 - 6
- 70 山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」『考古学報』1984 - 2
- 71 梅原末治『増訂洛陽金村古墓聚英』小林出版部、1944
- 72 四川省文物考古学研究所『三星堆祭祀坑』文物出版社、1999

なお本論では図面を省いた。一部については近藤喬一「西晋の鏡」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 55 集、1993 を参照して下さい。